

響きてより市場は活氣を呈し、一般の事物漸好況ならんとせり。思ふに航業界の順境に向かふ亦此れより始まらん。今此の間に於ける關西同盟汽船の状況を願れば大阪商船會社は元元丸外七隻を製造し、清國楊子江航路を開始して遠航を試み、日本共立汽船會社の航路及び船舶を買収して伊勢尾張の定期航海を開き、尙新敬神丸、第二新運輸丸、第六宇和島丸、新正義丸、第二日向丸、外數隻の船舶を増加して能く此の困難を維持せり。然れども更に他方を願れば帝國商船會社は瓦解分離して土佐商船會社及び中國汽船會社となり、土佐商船會社は大阪土佐間を回航して存続すれども中國汽船會社は中國航路に失敗して不幸終に消滅し、伊豫、肥前、松山、廣島、尾之道等の各汽船會社の如きも相踵いで解散するの悲況を呈せり。是れ社會の趨勢に伴ふものにして又止むを得ざるの結果なりと謂ふべし。

以上は專關西沿海に於ける西洋形船舶及び其の航業の一斑を序したるものにして固より其の要を盡す能はざれども、關西同盟汽船并に大阪商船會社の沿革は別に款を別ち、左に少しく日本形船舶に就いて記する所あらんとす。

和船 古來大阪に聚散する貨物は概海運に依りて安治、木津、尻無、傳法の四川に出入せり。而して之れが運漕の具に供する和船の種類は素より千差萬別、國によりて各異なりと雖假に之れを概括せば、菱垣船、檣船、北國船、諸國廻船、乗合船、小廻船の六種に外ならず。

菱垣船 には又九店船、十三店船の二種あり、其の九店船と稱するは鐵、油、紙、砂糖、菜種、木綿、蠟、綿、松魚の九種を限りて積載し、十三店船は其の他の雜貨を搭載して孰れも江戸、大阪間を航海し、專安治川、天保山沖に投錨せり。船の容量は千五百石乃至二千石を以つて限度とし、帆別三十二反より三十六反を用ふ。菱垣船の名は徳川家光が本船兩舷に竹を井形に結束したる防波具を見て恰菱垣の如しと唱せしより、時人約して「ヒガキ」と稱名し來たりたるものなりといふ。而して同船の貨物はもと南北安治川町

通に菱垣の千兩問屋と稱するもの五軒ありて元扱をなし廻漕の業を營み、毎年季節に至り船の交通盛なること名狀すべからず。且同船は年一回輪番を以つて諸國に散在せる幕府の米穀を江戸に輸漕するの義務あり、其の當番に當るものは竿頭日章旗を掲げ御用船と稱して頗威權を有せしものなりしが、維新以降、汽船の航行するに及びて漸次その數を減退し、又舊觀を認めざるに至れり。

菱垣船の盛時に在りては毎年秋季一回（新綿輸漕の時に於いて）新綿の番船と唱ふる船夫の競漕會を催す慣例ありき。其の船數は年々同じからずといへども假に本船（天保山沖に繋ぐ）十艘ありとせば番船も亦十隻を用意し、安治川四丁目船切手發行所を起點とし、輕舸同時に發艇して天保山沖に並列せる本船に向かひ、先着より順次に賞を受くるの方法なり。本船も亦豫出帆の用意怠なく、番船の齎らし來たれる船切手を領すと同時に大阪埠頭を抜錨して茲にまた本船問互に競漕行はるゝの順序なり。其の競技は率如上の有様なりと雖尙當本船が裝飾の美觀を呈すること營ふるにもなく、番船漕夫の勇壯にして九店十三店より聲援を與ふる歡呼喝采の響は鳴物の囀しに和し、其の壯快雜鬧なること遙に天神祭の右に出できといへり。

檣船 其の名に示すが如く、伊丹、灘の醋酒を搭載して毎歲江戸に航海するものにして、大阪安治川筋、八軒問屋及び西ノ宮六軒問屋の扱に屬せり。其の積量は概千六百石乃至二千五百石にして、菱垣船と等しく毎季旺に往來せしが、維新以降、大阪、東京間西洋形汽船及び帆前の航通するに及びて大いに減少し、其の後、東海道鐵道の聯絡によりて全く其の跡を存せざるに至れり。本船も亦春季西ノ宮海濱に於いて新酒番船の催ありき。

北國船 ば毎歲來たるもの必木津川に入津す。船の大サ千石乃至千五百石を容れ、鯨、昆布、其の他北國に於ける重要物産を搭載して西國に下るものにして、其の航程の遠距離なるを以つて多くは年一回

とし秋季大阪に寄泊するを例とす。謂はゆる木津川筋圍船是れにして、此の圍船を木津川に置くは素より種々の便あるべしと雖、殊に船蟲を驅除するの利に於いて最適なりと稱せらる。而して毎歲初秋より春の彼岸に亘り、木津川筋の全流を擁して船體櫛比し、纔に中央少許の通路を剩すの外は更に寸毫の餘地を認めざるに至る。此の間、船夫の動靜を窺ふに何れも船を去りて郷里北越地方に歸臥し出帆期に際して二たび本船に集合するを例とせり。然れども交通機關の完備に赴くに隨ひて次第に其の數を減じ、本船の減少と共に今は僅に其の俛を存せるのみ。

諸國廻船 と稱するは專瀬戸内海諸港より阪地に物貨を輸漕する和船にして、其の形概して菱垣船と相似容積は航路の遠近により各一様ならず、其の入船の區別も亦判明せざれども多くは左の川筋に入り碇泊する慣習ありきといふ。

- 高砂船 西國橋 雜喉場 江の子島
- 飾磨船 淀屋橋 湊 橋
- 高松船 淀屋橋 越中橋
- 豐後船 雜喉場 百間堀
- 廣島船 船津橋 田邊屋橋
- 大淵船 肥後橋西 下博勞
- 明石船 淀屋橋
- 肥後船 越中橋
- 岩國船 湊 橋
- 三田尻船 田邊屋橋

諸國魚船

雜喉場橋

尼ヶ崎船

雜喉場 土佐堀 西國橋 雜波橋

丸龜船

立賣堀 四ッ橋 田邊屋橋

筑前船

筑前橋 湊 橋 百間堀

兵庫船

湊 橋 西國橋

岡山船

西國橋 常安橋

片上船

西國橋 田邊屋橋

土佐船

長堀西 下博勞

周防船

筑前橋 湊 橋

宇和島船

肥後橋 下博勞

神崎船

難波橋

阿波船

炭屋橋

松山船

西國橋

薩摩船

百間堀

長門船

百間堀

諸國鹽船

九條島

淡路船

炭屋町

下之關

西國橋 湊 橋

小倉船

西國橋 湊 橋

備後船 梅檀木橋 淀屋橋

乗合船 は即客船の謂にして、亦古來一様ならざれども一、六三、八船及び兵庫早船の二稱となれり。早船は一日に三たび大阪難喉場より出船し、一、六三、八船は其の當日安治川を出帆して尾之道廣島下之關阿彌陀寺及び四國に至るもの多く、而して此等は皆土佐堀川より出帆し、維新前に至るまで盛に各港間の交通に充て乗客も亦多數なりしが、近時汽船の發達に伴ひて漸次衰退に赴き、今や全く其の跡を絶てり。

小廻船 は其の名の示すがごとく多くは五十石以下の小船にして、之れを類別して上荷船、茶船、遊船、漁船等とす。而して其の目的と使用とは各異なる處あれども、多くは大阪港内及び諸川を來往し、遊船、漁船を除くの外は大船の解用に供するもの多きを以つて、前項各種の和船とは大いに用途を異にし、航業の發達に伴ひて累年其の數を増加するの傾向あり。

以上は古來大阪港に出入する和船の概況に過ぎざれども、其の盛時に在りて四川に來泊せし和船の如何に多かりしかは、政府が明治二年帆別船税を課するに際して調査せし平均一ヶ月入津表に憑りて明らかなり。今、左に其の船の容量と數とを示さん。

容量	船數	容量	船數
五十石積	二、〇〇八	百石積	一、四五五
百五十石積	六四六	二百石積	三六二
二百五十石積	一八六	三百石積	一五九
三百五十石積	四八	四百石積	六五
四百五十石積	二〇	五百石積	四〇
五百五十石積	三	至六百石積	五二
		至千石積	

至二千石積

一四

第一款 關西同盟汽船

關西汽船同盟の成立は明治二十三年七月にあり、然れども其の起因は遠き以前に胚胎せしものなるを以つて、今之れが沿革を叙せんと欲せば先姑らく既往の事蹟を略記せざるべからず。

抑、大阪灣頭に商船の初めて出顯せしは明治二年にして、其の當時は僅に大阪神戸間を航通するに止まりしが、爾後、歲月を経るに隨ひて漸次その數を増し、航路は自然に他の方面に轉じて徳島淡路播磨より尋いで和歌山、中國四國北部に及び、逐年その數を加へて前途益々好望の觀ありき。然りとはいへども當時航業は一種の危業視せられ、假令、巨萬の資を有するものありとも、いまだ遽に資金を投ずるを好まざるを以つて、團體なると一己人なるとを問はず、一社能く數艘の汽船を所有するもの極めて稀にして、箇々分業の有様なるより機に際し各自荷客を吸收せんとするには、勢ひ運賃の低減を爲さざるべからず、而して一船主の運賃低減は他の同業者をして之れに倣はざるを得ざらしめ、遂に彼我運賃の競争となり、當然得らるべき利益を身づから求めて減殺するの愚を致せり。しかのみならず種々の悪弊は此の期に乗じて醸生し、誹謗甘言を以つて顧客を欺罔するの奸策を廻らし、荷客の掠奪は延いて汽船速力の競争となり、危害續出して益々汽船の信用を害せり。是に於いて船主等初めて分立競争の不利なるを悟り、此等の弊風を矯正せんがため、關西汽船業主の合議を開き、一の盟約を結びて、荷客運賃の一定を期せしが、此の盟約は單に船主の聯合に過ぎずして、其の裏面は依然相忌み相猜み、詭譎排擠して私かに運賃の歩戻を行ひ、各自其の利益を獨占せんと圖るに非ざるはなし。越えて同十二年の交に至りては、瀬戸内海の航運愈々旺なると共に、船數は益々増加し、悪弊は更に劇烈を加へて

殆底止する所なからんとせり。是に於いて徳島縣令は一の布達を發し、航運の危険を防止せんがため同港在泊の汽船は遂に夜間の航海を停止するに至れり。而して事の茲に至りたるもの一に船主の身づから招きし禍たるを以つて、船主等は更に審議を重ね斯業の安寧を保持せんため互に盟約を履行することとし、且乗船券發賣所を一定して運送取扱業者より乗客人名紙を提出せしむる等稍效果の見るべきものありしが、船主中なほ目前の利にのみ馳奔して大勢を顧るの明なきものあり、隨ひて積年の惡弊は容易に洗除し得る能はざるの状況なりき。此の時大阪府外十三縣聯合小形旅客汽船取締規則公布せられ、航業者の取締愈々嚴重となりしを以つて、關西船主は益々同盟の基礎を鞏固ならしむべき必要を認め、且從來の盟約書は文意簡略にして到底私利を防ぐの効なきものとし、再三會合を遂げ同年四月に至り初めて關西同盟汽船取扱會社と稱するものを組織し、比較的効力ある同業者の合同を見るに至れり。今その條項の重なるものを擧ぐれば、運賃一定の實を擧げんがため荷客の元扱所を設け、頭取、肝煎各一名を置き會社收益金の一部を蓄積して五拾圓に達する毎に一個の株券となし以つて信認金に代へ、或ひは一方運送取扱業者の統一を圖り、又は川口定繁塲航船の混雜危険を避けんがため各船出港の前日抽籤を以つて順序を定むる等、漸從來の面目を革めて一生面を啓かんことを期せり。素より前途なほ遼遠にして眞の同盟の成立せしものにはあらざれども、而も是れ萌芽に於いて非常の苦痛を感じ、頗其の維持に困難を來したりき。而して其の原因は種々あるべしと雖其の主たるものは彼の十年西南の役起るに際し一時汽船の缺乏を告げ、船主の収益は實に非常にして人をして斯業にあらずば能く一獲千金の巨利を收むる途なしとの思想を懐かしめ、其の結果、汽船の購求又は新造を企つるもの續出し、漸次收得なきに至りても尙十二三年の頃は、いまだ其の餘波を

享けて榮華を夢みし時代にして、船主は其の本分たる航運を業とするよりは寧地方人士を誑誘し不用の船舶を賣附けて其の間奇利を博せんと企て、汽船をして一部投機者流の玩弄物たる觀あらしめき。而して爾後歲月を經過するに隨ひ需用供給は殆反比例の狀を呈し、今や船主は救ふべからざる苦痛を感じて一大恐慌の渦中に陥り、然れどもいまだ萬一を僥倖するの念を懷きて明治十七年に移りしが、船主の困難は其の局に達して到底救済するに途なきに至れり。是に於いて同業有志者相圖り大阪港に出入する船舶八十餘艘を一團となし、商船會社を設立して之れが救済の途を立てんと欲し、百方奔走の結果終に同年五月に至りて初めて大阪商船株式會社の成立を見るに至れり。然れども此の合同の趣旨に釋然たらざるもの多く、同年六月の現在船數を見るに商船會社船は七十七隻にして之れに加盟せざる船舶(船主二十一名二十九隻ありて、暗に雌雄を争はんとするも、如く、同十八年に於ける運賃の低減は端なく之れが導火線となりて相共に競争を試みしが、衆寡素より敵すべくもあらず、頓て船舶の大部分は大阪商船會社の買收する所となり、其の殘部は他人に賣却して終局せり。然りと雖この間瀬戸海に於いて更に宇和島汽船會社、共榮社、共同組等の新結社顯はれ、何れも數隻の汽船を以つて大阪商船會社と相對立し、爰に亦一大競争を開始するに至りて關西の航業界は更に暗黒の渦中に投せられんとせり。

爾來數年の間一波去りて一瀾起り、姑息繙縫の策も既に盡きて船主は漸嫌厭の氣を生じ、明治二十二年に至りては船主は相互の意志を疏通せしむるを以つて得策とし、毎月十五日を期して船主例會を開催して懇親を主とし、談笑の間に營業上の發達を計り、假令要件なくとも務めて會合を催し、結果漸次相互の意志を疏通するを得、同二十三年七月に至り汽船運賃合併計算配當方法の事初めて議題となれり。然れども當時は互に其の成否を慮りていまだ直ちに其の可否を決すること能はざりしが

更に同月末臨時船主會を開き遂に之れを可決して委員五名を挙げ同年八月十日より大阪船主總代事務所に於いて中國各港行大阪出船の合併計算を試むるの運に至れり而して各船主が有せる船舶は素より皆同一ならず噸數大にして製造費の廉なるあり噸數小にして速力の大なるものあり其の他船體の良否器械の精粗一として均しきはなきを以つて各自均一なる利益を收得せんは至難の業として人々皆危みしが幸に試に施行し來たりし六ヶ月間の合併計算は比較的好成績を呈し當初豫想せしは一時の杞憂に過ぎざりき是に於いて船主は大いに此の方法の範圍を擴張するの利を悟り同年三月更に之れを細島、宇和島、岡山、九州等の各港路に及ぼし順次此の方法を以つて船主の同盟を説きたるより當時該同盟汽船に加盟したる船數は九十六艘にして其の噸數は壹萬六千三百餘噸に達せり而して此の同盟汽船の乗船切符を發賣する場所を大阪同盟汽船乘券發賣所と稱し本部を船主總代事務所内に置きて支部を各港便宜の地に設け船主の支店又は代理店主中より常務委員を撰出し以つて合併計算の事務を監督せり同二十五年三月同盟船主中共榮社は一朝感情の齟齬より同盟を脱し大いに運賃を低減して競争を挑みきと雖二週日にして融和し該社は二たび同盟に加入せり同年十一月に至りて更に規約を修正し爲に合併計算の方法は少しく繁雜となり而して之れが統轄たる常務委員は齊しく船主の撰出したるものなるを以つて一朝利害の紛議を生じ若くは彼我意見衝突の場合に於いては其の解決に苦むのみならず或常務に對し我田引水の弊を免れざるにより之れが人撰に苦みしが終に二十六年三月局外者にして南警察署長たりし小幡平八郎を招聘し船主總代兼同盟汽船本部長を囑托せり尙由來該社の規約は制裁力頗薄弱にして破盟船主に制裁を加ふる能はざるより汽船同盟の保安上の改正の必要を認め各船主に商議して同年八、九の兩月間一時同盟を解き此の間大いに規約を改正して關西同盟汽船合併計算組本部と改稱し同十月新規契約書に

よりて更に合併計算の事務を處理することゝなれり而して一方には各港支部の情況を視察して全般の改良を計らんがため沿海要港には適當の支部長を置き小港は隣港の附屬とし或ひは各船に行はるゝ諸種の弊害を矯正せんがため調査員を置き出入船舶に就きて旅客員數の調査を嚴にするが如き又は運送取扱業者の掣肘を受け不利の點多きを排除し終に運送業者の團結を解除せしめし等大いに從來の惡慣を打破して斯業の發達に貢獻する所尠なからざりき。

此の年遞信省令第十八號を以つて船舶航路限定客室定員を減せられ尋いで廿七年三月また省令によりて船舶職員法の改正ありしかば全國船主は一大刺撃を被りて之れが處置に苦みき是に於いて關西同盟汽船主は全國汽船主の重なるものと提携し汽船主協會を組織して相共に運動を試み其の結果として前者は一ヶ年の實施延期となり後者は幾干もなくして施行せられきと雖當時汽船主の現情の當局者に達せしが爲大いに便利を與へられ斯業上裨益する所亦多かりき。

同二十七年五月日清の役起るや同盟船主は或ひは赤十字社恤兵部へ寄贈する物品は向ふ七ヶ月間無運賃を以つて之れを運送し(此の概算金約五千)或ひは大阪馬關間は海員を無賃にて乗船せしめ或ひは軍隊輸漕により阪神間の汽車乗客輻輳するを以つて其の便利を計らんが爲特に阪神間速達便船を發する等貢獻する所少からざりき又當時同盟汽船にして御用船を命せられたる船舶は實に四十餘艘の多きに達し爲に船舶の欠乏を告げて荷物輸漕の停滯を來たしゝが銳意事に從ひて甚しく遺憾なきを得しめき然るに時恰第四回内國勸業博覽會の京都に開かれしを以つて亦之れが出品荷物及び觀覽人搭載の設備を爲さざるべからず依りて止むなく船主は委員を上京せしめて普通定員の割増を請願し其の結果約二割の客員を便乗せしむるを得き實に此の期間は關西同盟汽船の歴史上最多事なりし秋にして彼の御用船として借上げられたる同盟船も其の前發の命に接したりし

が間もなく御用船に轉じ専物品運送の任務を盡せり。而して曩に延期せられし船舶職員法の如きも、其の實施以前に當り既に下級海員の不足を生ずべきを察し之れが養成の必要を認め海員救濟會が募集せし應募者に對しては無賃乗船の便を與へ、尙水夫見習として同盟各船の噸數に隨ひて海員を養成する等、同盟船主は斯業のため非常に斡旋盡瘁する所ありき。當時其の水夫見習として養成せし海員は無量六百餘名の多きに及び、而して此等は毎年夏期に至りて職員の缺乏を感ずるを以つて順次實役に服せしむるの方針を取りき。

降りて二十九年三月關西汽船會社と稱するもの瀬戸海に起り、關西同盟汽船に加入せずして四國及び九州に於ける航海を開始せり。而して同盟船主は自己既得の利益の妨げられざる限は敢て之れと競争を試みる意志なかりしが、該社は大いに運賃を低減して同盟汽船に戦を挑みしを以つて、是に彼我の間忽激烈なる競争を生せしが、由來、關西同盟船主には大阪と各港とに論なく運送取扱業者と船主との關係を明かにせんが爲、互に規約を設け、取扱業者をして信認金を同盟船主に供托せしめて其の荷客の取扱を諱約せしを以つて、該同盟船以外の船舶が孰れに寄港するも荷客の取扱を托するものなく、偶之れありとも概新規開店せる廻漕業者の一部に過ぎずして到底多年斯業に従事せる運送業者に匹敵すべくもあらず、彼此の事情より數月ならずして後者は遂に解散の悲運に陥り、瀬戸内海に於ける波瀾は茲に全く沈靜せり。

同年九月大風暴雨あり、安治川海に泥沙淤滞して船舶運航する能はず、小數の小汽船を除くの外は多くは神戸或ひは堺港より荷客を輕舸に轉載して僅に交通に便せしが、船主の不利甚しく其の航路復舊の速速は關西航業界に及ぼすべき影響尠からざるを以つて、同所は大阪府廳に訴へ其の施行せる浚疏工事を補助せしが爲に人力鋤艦船百餘隻を増加せられんことを請願して許可せられ、該費用と

して前後四千圓の工事費を補ひき。而して同三十一年三月大阪高松、多度津、宮島、宇品、門司、馬關間の旅客に對して途中上陸の便ある運賃二割引往復切符を發行し、爾來、毎年春期に限りて之れを續行することとし、尙從來、船客の自辨たりし舢舨賃の各港區々にして一定せず、風雨の際の如きは殊に非常に困難ならしむるを以つて、同年七月以降は舢舨賃を各港とも船主の負擔とし、以つて其の煩累を除けり。

以上は即關西汽船主同盟の略沿革にして、合併計算實施以來現今に至りて十二年の星霜を経と雖、其の間内容に於いて些々たる二三小波瀾の起りしのみにして、今や永遠不朽の有様となり、汽船の團體結合は益々鞏固を加へてまた容易に破綻を生ずる患なきに至れり。

航路及び船舶表 (明治三十五年十月調)

航路	起終點及び寄港地	千噸以上	千噸未満	航路に供用する船舶
岡山航路	大阪、神戸、岡山、高松、多度津を定期港とし、日生、牛久、大島、土ノ江、田ノ口、下村、味野、下津井、阪出、丸龜、笠岡、福山、川ノ江、三島を不定期港とす			幸運輪丸 一運輪丸 長保丸 三電信丸 一幸運輪丸
中國航路	大阪、神戸、高松、多度津、幡津、尼ノ道、竹原、音月、吳、廣島、宮島、柳井、三田尻、關門を定期港とし、阪ノ子、糸崎、忠海、仁方、長濱、廣能、美島、岩國、久賀、大島、小松、上ノ關、室津、室積、平生、下松、徳山、福川、長洲、中津、宇ノ島、若松、小倉、新川を不定期港とす		利根川丸	姫川丸 太田川丸 新盛丸 三幸運輪丸 相盛丸 江州丸 二電信丸 安轉丸 龍田川丸 新運輪丸 旭川丸 正成丸 二電信丸 廣川丸 電信丸 新電保丸 松浦丸 金比羅丸
中國經過長崎航路	前記各港の外、博多、伊万里、長崎を定期港とし、唐津、呼子、平戸、佐世保を不定期港とす			
中國經過萩航路	中國航路各港の外、萩を定期港とし、仙崎を不定期港とす			

航路	起終點及び寄港地	千噸以上	千噸未満	供用する船舶
馬關航路	大阪、神戸、高松、多度津、今治、三津濱、別府、大分、佐々木、八幡濱、宇和島を定期港とし、阪手、川ノ江、三島、新居濱、櫻井、長濱、寺江、豊岡、日出、三時、川ノ石、安土、佐津、吉田、御庄を不定期港とす。	阿津丸	金城丸	阿津丸
關門直航路	大阪、神戸、下ノ關、門司を定期港とす。	徳山丸	金城丸	徳山丸
宇和島航路	大阪、神戸、高松、多度津、今治、三津濱、別府、大分、佐々木、八幡濱、宇和島を定期港とし、阪手、川ノ江、三島、新居濱、櫻井、長濱、寺江、豊岡、日出、三時、川ノ石、安土、佐津、吉田、御庄を不定期港とす。	緑川丸	武庫川丸	緑川丸
細島航路	大阪、神戸、高松、多度津、今治、三津濱、別府、大分、佐々木、八幡濱、宇和島を定期港とし、阪手、川ノ江、三島、新居濱、櫻井、長濱、寺江、豊岡、日出、三時、川ノ石、安土、佐津、吉田、御庄を不定期港とす。	大野川丸	扶桑丸	大野川丸
長崎航路	大阪、神戸、高松、多度津、今治、三津濱、別府、大分、佐々木、八幡濱、宇和島を定期港とし、阪手、川ノ江、三島、新居濱、櫻井、長濱、寺江、豊岡、日出、三時、川ノ石、安土、佐津、吉田、御庄を不定期港とす。	三野川丸	五字和島丸	三野川丸
大川航路	大阪、神戸、高松、多度津、今治、三津濱、別府、大分、佐々木、八幡濱、宇和島を定期港とし、阪手、川ノ江、三島、新居濱、櫻井、長濱、寺江、豊岡、日出、三時、川ノ石、安土、佐津、吉田、御庄を不定期港とす。	常盤丸	加茂川丸	常盤丸
鹿兒島西廻航路	大阪、神戸、高松、多度津、今治、三津濱、別府、大分、佐々木、八幡濱、宇和島を定期港とし、阪手、川ノ江、三島、新居濱、櫻井、長濱、寺江、豊岡、日出、三時、川ノ石、安土、佐津、吉田、御庄を不定期港とす。	保津川丸	港川丸	保津川丸
鹿兒島東廻航路	大阪、神戸、高松、多度津、今治、三津濱、別府、大分、佐々木、八幡濱、宇和島を定期港とし、阪手、川ノ江、三島、新居濱、櫻井、長濱、寺江、豊岡、日出、三時、川ノ石、安土、佐津、吉田、御庄を不定期港とす。	佐賀丸	敬神丸	佐賀丸
境航路	大阪、神戸、高松、多度津、今治、三津濱、別府、大分、佐々木、八幡濱、宇和島を定期港とし、阪手、川ノ江、三島、新居濱、櫻井、長濱、寺江、豊岡、日出、三時、川ノ石、安土、佐津、吉田、御庄を不定期港とす。	朝日丸	松山丸	朝日丸
徳島航路	大阪、神戸、高松、多度津、今治、三津濱、別府、大分、佐々木、八幡濱、宇和島を定期港とし、阪手、川ノ江、三島、新居濱、櫻井、長濱、寺江、豊岡、日出、三時、川ノ石、安土、佐津、吉田、御庄を不定期港とす。	八綱丸	大蔵丸	八綱丸

交通機關 船舶

航路	起終點及び寄港地	千噸以上	千噸未満	供用する船舶
長豊航路	下ノ關、門司、宇ノ島、中津、長洲、竹田、津田、深、別府、大分を定期港とし、高田、富來、鶴川を不定期港とす。	宮須丸	明石丸	宮須丸
播州航路	大阪、兵庫、明石、高砂、飾磨、網干、宍津、阪越。	福山丸	岡山丸	福山丸
淡路航路	大阪、兵庫、假屋、志築、洲本、由良。	釜山丸	北山丸	釜山丸
大阪高松航路	大阪、兵庫、那家、都志港、播磨、引田、白鳥、三木松、津田、高松。	釜山丸	北山丸	釜山丸
大阪箕島航路	大阪、加太、和歌山、和歌浦、日方、黒江、鹽津、箕島。	釜山丸	北山丸	釜山丸
大阪三輪崎航路	大阪、兵庫、和歌山、湯淺、比井、御坊、印南、田邊、串本、古座、勝浦、三輪崎。	釜山丸	北山丸	釜山丸
大阪熱田航路	大阪、兵庫、和歌山、御坊、田邊、串本、古座、勝浦、三輪崎、木木、二木島、九鬼、尾鷲、島勝、長島、波切、鳥羽、津、四日市、熱田。	釜山丸	北山丸	釜山丸
大阪沖繩航路	大阪、神戸、鹿兒島、大島、沖繩。	釜山丸	北山丸	釜山丸
大阪舞鶴航路	大阪、神戸、多度津、下ノ關、萩、濱田、境、橋津、加賀、瀨野、津居山、舞鶴。	釜山丸	北山丸	釜山丸
大阪鎮南浦航路	大阪、神戸、下ノ關、長崎、豊原、釜山、木浦、仁川、鎮南浦。	釜山丸	北山丸	釜山丸
大阪釜山航路	大阪、神戸、下ノ關、豊原、釜山、木浦、仁川、(釜山群島に寄港することあり)。	釜山丸	北山丸	釜山丸
大阪元山航路	大阪、神戸、下ノ關、釜山、元山。	釜山丸	北山丸	釜山丸
神戸基隆航路	神戸、門司、基隆。	釜山丸	北山丸	釜山丸
神戸打狗航路	神戸、鹿兒島、沖繩、八重山、基隆、澎湖島、安平、打狗。	釜山丸	北山丸	釜山丸
横濱打狗航路	横濱、神戸、宇品、門司、長崎、基隆、澎湖島、安平、打狗。	釜山丸	北山丸	釜山丸
臺灣東廻沿岸航路	基隆、蘇澳、花蓮港、卑南、鹿港、大板橋、打狗、安平、澎湖島、基隆。	釜山丸	北山丸	釜山丸

航路	起終點及び寄港地	噸位	航路に供用する航路
臺灣西廻沿岸線	基隆、澎湖、安平、打狗、大板橋、嘉義、台南、高雄、基隆	千噸以上	明石丸、須磨丸、大宮丸、大仁丸
淡水香港線	淡水、廈門、汕頭、香港	千噸未滿	舞鶴丸
安平香港線	安平、廈門、汕頭、香港		安平丸
香港福州線	香港、汕頭、廈門、福州		紀攝丸
福州三都澳線	福州、三都澳		海龍丸
福州興化線	福州、興化		海光丸
廈門石碼線	廈門、石碼		鷓鴣丸
廈門同安線	廈門、同安		
漢口宜昌線	漢口、沙市、宜昌	大元丸	
上海漢口線	上海、鎮江、南京、蕪湖、九江、漢口	大貞丸	
熱田島羽線	熱田、大野、四日市、津、神戶、二見、島羽	大勝利丸	
德島甲浦線	德島、橋、樺泊、阿部、由岐、日和佐、李岐、淺川、飯浦、尖吹、甲浦		無事丸、勝利丸
讃備線	玉島、多度津		龍洞丸、神宮丸
藝豫線	宇品、吳、音戸、三津濱		那智川丸、第三相生丸
高松岡山線	高松、土ノ江、犬島、岡山		豐川丸
敦賀小樽線	敦賀、三國、伏木、新潟、夷、直江津、函館、江刺、岩田、小樽		浦門丸、周洋丸
函館敦賀線	函館、青森、深浦、能代、船川、土師、木庄、象洞、酒田、加茂、荒川、新潟、夷、小樽、新町、澤根、寺泊、尾瀬、柏崎、直江津、滑川、魚津、伏木、七尾、小樽、輪島、上金石、三國、敦賀		大有丸、第二敬神丸

航路	起終點及び寄港地	噸位	航路に供用する航路
函館小樽線	函館、青森、福山、江差、洞爺、原野、森野、岩内、泊、孟、神楽内、來岸、美國、古平、余市、小樽		
函館室蘭線	函館、森野、田生、八雲、國縫、長万部、虻田、西枝、室蘭		
塘沼大東溝線	塘沼、牛莊、芝罘、大東溝		新第二運輸丸、第二運輸丸、共同運輸丸
內地北清線	寄港地不定		寧靜丸
大阪高知線	大阪、神戸、高知		新高知丸、土州丸、土佐丸
北清線	神戸、門司、仁川、青島、牛莊		
門司釜山線	門司、博多、長崎、釜山、釜山		相生丸、對馬丸

本長に掲ぐるものは西國同盟汽船主又は取扱店に關係し、直接大阪港に出入する船舶及び大阪港に船籍を有し間接大阪に關係するものなり。航路の頭に○の印を付したるものは同盟航路にして、*印を施したるは準同盟航路なり。船名の頭に◎の印を付したるものは同盟汽船にして、*印を施したるは準同盟汽船なり。表中、安藝丸は検査船、明石丸、基隆丸、汕頭丸、釜山丸、大森丸、八幡丸等は同月に於いて豫備船として不定の航海をなし、たれども今は假に各資格相當の航路に記入せり。

第二款 大阪商船會社

同會社の成立は明治十七年五月にあり、其の創立の由來を釋ぬるに、維新以來西洋形商船の大阪に入津し大阪神戸間貨客運漕の業を開始するや、世人は漸これが運用の妙を知得し同時に商船の甚利益あるを認めしより瀬戸内海諸港に於いて小形汽船の購入盛に行はれ、明治十年西南の役以來經濟界の膨脹によりて斯業は遂に伸長し、同十二年の交に至りては關西各港間を航行せる汽船百十餘艘其の所有者七十餘名の多きに上り、尙益々増加の傾向を生ぜり、然れども其の汽船供給の過度なる結果は忽にして需用供給の權衡を失し、且金融緊縮の餘波は延いて業務に閑散を招き、茲に運賃の低減となりて竟に考枵の汽船を顧みず、妄りに汽力を張りて駛走を航路に争ひ、其の害の及ぶ所當に船主

の損害に止まらず乗客貨物を危険の域に導きて坐礁破壊を蒙ること屢なりき。而して明治十五年に至りては其の弊益々激甚となり殆底止する所なからんとせり。是に於いて當府の有志者廣瀬幸平、河原信可、寺村富榮、中原昌發、兼松房次郎、玉手弘通、伊庭貞剛等相計りて各船主間の調訂を試み、且關西汽船主相協同して一社を團結するの利なるを説きしより、其の議成熟して遂に明治十七年五月に至り大阪商船會社の創立を見るに至れり。然れども同社資本の組織たる、多くは従前使用し來たりし老朽脆弱の汽船を現評價に換へて之れが株式に充てたるものなれば、年を逐ひて廢船に屬するもの續々相踵ぎ、其中航海に耐ふるものなきに非ざれども是れ亦極めて稀にして、幾に數年を保持するに過ぎず。而して年々修繕に要する費用も甚多額に上り到底永久を持するの策に非ざるを以つて同社は現時の需用に鑑み其の程度を量りて老朽實用に適せざるものを淘汰して之れが冗費を省かんことを希望すれども會社創業以來日なほ淺く隨ひて資金支出の途なきにより同二十年工部農商務兩省に請ひて同省所屬の汽船六隻の年賦拂下げを受け聊改善の端緒を開くに至れり。然れども猶多數の船舶中隨ひて修理を加ふれば隨ひて破損を生じ、且時運の發達は今や已に斯の如き姑息の手段を許さず、交通の設備愈々擴張の必要を感せしを以つて、同年末二たび農商務、遞信兩省に請願して船舶改良資金の助成を出願し許可を受け、命令航路擴伸郵便物無貨運送等條件の下に同二十一年度より向後八ヶ年間年々金五萬圓宛の補給を仰ぎ、新たに堅牢の汽船數隻を購入して次第に會社の基礎を確立するを得たり。而して後明治二十三年八月關西同盟汽船合併計算の法成立して關西に於ける重なる汽船業者の團結をなすや、同社は其の巨擘となりて益々事業を伸張し、同廿六年資本金を百八十萬圓に増資し翌二十七年に到りては船舶改良既に完了して政府が命令の噸數より尙四百九十餘噸の増張を得たり。尋いで又資本金を二百五十萬圓に増加し明治二十七年八月清戰役當時に在りては

會社所有船舶三十餘艘を擧げて御用船に供給し國家奉公の義務を盡すを得たり。

顧みるに船舶改良の事既に完了せりと雖日清戰役以前に在りては事業の擴張に遑あらずして航路は專我が國沿海を周匝し、海外に在りては漸韓國方面の交通を助長するに過ぎざりしが、戰勝の餘響は忽國家の進運を伸長して臺灣の地我が國版圖に歸するや會社業務の擴進を促して止まず。因りて會社は同廿九年更に資本金を五百萬圓に増加すと共に諸般の施設を加へ、且臺灣總督府の補助を享け内地臺灣間の航海を開始せり。而して翌三十年又資本金を壹千壹百萬圓と爲し同三十一年より政府の補助により航路を清國揚子江沿岸に伸長せり。

然りと雖此の如く急激なる擴張は從來主として内國に於いてのみ營業しつゝありし同社の營業としては殆第二の創業に均しく、其の海陸設備の爲に費せし金額甚少からず。且加ふるに事業の多くは將來の基礎を作るに在るより當年の収益多からずして能く支出を償ふ能はざるの非況を呈せり。而して一方戰後經濟界の反響は爰一兩年に於いて金融を緊縮し一般商工業の不振を來たし、航運業に著しく不況を與へたるより會社の經營をして愈々困難ならしむるに至れり。因りて同社の基礎を鞏固にせんがため資本金を當時拂込額五百五十萬圓に減額し、銳意業務を刷新したるより施設機宜を愆らすして社業漸次回復し、明治三十二年に於いては臺灣總督府の補助を享け更に南清航路を開き、同三十三年在伊勢共立會社を併せ其の船舶を以つて勢尾沿海に回航せしむる等大いに内外各航路の面目を革むるを得たり。是に於いて二たび資金を増加して壹千壹百萬圓となし、内五百五十萬圓は臨機募集さるゝこととして以つて他日擴張の餘裕を有せしむ。此の年又清國事變に際し我が國出師に方り二十四隻壹萬四千二百五十八噸の船舶を軍用に供したりと雖、而も内は營業區域を縮小せず各航路の定期を履行し、外は内海航船の小形船なるにも拘はらず清國沿岸に於いて最困難なる軍

務に耐久し、以つて廿七八年戦役に次ぐ第二回の名譽を荷ひき。
 明治三十四年在伊豫肱川汽船會社の汽船を買收して内國山陰道沿岸の航路を擴張し、更に船舶數艘を購入して清韓兩國の航路に供用し、航海度數を増加する等諸般の設備を爲したるもの尠からず。同三十五年六月末日に於ける同社募集済の株數は二十二萬株、金額五百五拾萬圓にして皆拂込みを終了し、其の外いまだ募集せざる株數二十二萬株、金額五百五拾萬圓ありて、外に社債貳百五拾萬圓を募集せり。尙最近五ヶ年間に於ける同社事業の消長を統計すれば左表の如し。

年次	所有航海船舶		定期航路		荷客の數		
	隻數	噸數	航路	航途	荷物數	乗客人員數	運貨
明治卅年	六	四、四一五	七	三	九、三六二	一、四七九、三三七	五、八六六、四四八
明治卅一年	五	四、五五五	七	三	一〇、九八八	一、六五五、七九三	六、二〇三、四九八
明治卅二年	七	四、八五一	七	三	一四、〇四四	一、六八八、四八六	八、三三二、四九八
明治卅三年	七	五、五五四	七	三	一七、五三三	二、〇〇〇、九八八	一〇、六六六、五三三
明治卅四年	八	六、三三三	七	三	一九、八九九	二、四〇四、〇〇七	一二、八三三、二二三

第三款 日本郵船會社

維新の大業成りてのち三井家に吹田四郎兵衛と稱する者あり、時の政府と謀り通商司附屬の下に回漕會社を組織し、明治二年三月東京、大阪間を目的として汽船の航路を開き、本社を東京靈岸島に置き、其の支店を大阪中之島に置けり。是れ我が邦汽船が東西定期航海を開きたる嚆矢にして、又文明の利機の先導者たり。此の時に方りて廢藩置縣の制發せられ、明治四年末に於いて従前各藩所有たりし汽

船を悉大藏省に收受すると共に之れを回漕會社に下附せられしかば、同會社は驛遞司管轄の下に更に日本郵便蒸汽船會社と改稱し、紀州の爲替會社と相俟ちて營業に就けり。然れども本來未熟の事業なるに加へて船舶の多くは已に老朽に屬して十分の効果を收むる能はず、一方外國汽船は盛に精銳の汽船を送り、我が沿海を覬覦して遠く歐米との遠路を通せるを以つて明治七年に至るまで外國船は獨我が航業權を掌領するの有様を呈せり。

此の時瀬戸内海に孤立して海運の業を營むもの四國に土州會社、九十九商會あり、尋いで三ッ川商會現れ、其の他沿岸幾多の新會社を出だし、各社盛に航路を踴躍して屢競争し、一興一敗各社困憊を極むるもの多かりしが、此の間に處して漸次頭角を現はし來たりたるを土佐の三ッ川商會とす。會主は即岩崎彌太郎なり。岩崎は當時外國汽船の跋扈跳梁益々甚しきを慨し、此の際内海に小航路を争ふが如きは策の得たるものに非ざるを悟り、東奔西走大いに良船の買収に勉め、漸土佐肥後兩藩所有に係る汽船數隻を譲り受け、同六年に至り略準備整頓せるを以つて初めて外國航路を開き、まづ横濱、上海間に於いて米國太平洋汽船會社との競争を試み、是れ三菱會社が呱呱の聲を上げたる誕生日にして、而して一方彼の郵便蒸汽船會社は三菱會社と相拮抗して營業を持続せりと雖、社運日に衰退の傾向あり、且困難續出して遂に其の所處を政府に歎訴するに至れり。是に於いて政府も事情の止むを得ざるを認め、該社所有船を買收し、更に十三隻の汽船を加へ、之れを三菱會社に下附して、以つて吾が航業界の擴張を獎勵せり。茲に於いて社運次第に隆盛に赴き、爾來太平洋汽船會社との競争益々激甚を極め、其の結果彼を買收するの勝利を占め、而も挑戦の久しき實に非常の困難を訴へ、財力又大いに缺乏を來たし、が幾干もなくして起りし明治十年の西南の役に之れを挽回するの機運を興へ、越えて同十五年に至り横濱に於いて共同運輸會社と稱する勁敵の現る、や二たび兩社の競争を生ずるの

不幸に至りしが政府は海運機關の衰微を來さんとする虞あるを以つて兩社に諭して其の合併を説き同十八年兩社合同の議成熟して日本郵船會社と改稱し茲に其の基礎を鞏定するに至れり當時同社の船籍に屬せしもの左の如し。

種別	汽船		帆船		計	
	船數	噸數	船數	噸數	船數	噸數
五百噸未滿	一八	四、八五八	一〇	三、二四九	二八	八、一〇七
千噸未滿	一六	一一、三七四	—	—	一六	一一、三七四
千五百噸未滿	一一	一三、七六八	—	—	一一	一四、九五三
千五百噸以上	六	九、六六八	—	—	六	九、六六八
合 計	五一	三九、六六八	一一	四、四三四	六二	四四、一〇二

明治十九年二月以來毎歲政府の補助を受け長崎、芝罘、天津間の定期航路を開き往復共に仁川に寄港し長崎に於いて上海航路船及び長崎浦鹽斯德間の定期船と聯絡せしめ天津の氷結期を除き一周年十回若くは十一回の航海を爲す計畫を立て且上海航路に供すべき汽船として精銳の船舶二隻の新造を英國に注文せり。ついで同二十一年三月上海、芝罘、仁川、釜山、元山、津浦、湖斯德間の定期航海を開きて益々進歩の徴を現はし來たれり。然るに同二十三年中汽船の海難に罹り坐礁衝突の災を被るもの八隻皆最良の汽船にして專その働きを爲すべきものたりしが其の内四隻は亡失し他の四隻は幸に救助するを得たれども多額の經費を要し又多くの日子を費し、を以つて大いに事業の進運を碍せり。然れども船舶の勢力は口を逐ひて強大に赴き海員の技術また日に精練を加へ同二十六年十一月に至りては其の航路を孟買に伸長するに至れり。之れ我が航權の一大進歩を表はしたるものと云ふべし。

由來同社の設立は上述の如き一種特別の狀勢に基きて轉じ來たりたるものなるを以つて其の組織の如きも通常の會社組織と其の趣を異にし役員の任命俸給に至るまで細大の管理一に政府に屬し株主の如きは殆その實權を有せざりしが此の年新たに施行せられたる商法の規定は此の狀態を許さざるより會社は茲に定款を定め純然たる株式組織に變更し隨ひて役員官選の事も全く止みたり。孟買航路擴張の事は當局者の常に誘掖獎勵する所にして爾來二十七年九月に至るまで航海の度數を重ぬる事九回其の間ビーラー會社及び其の他の外國船と激烈の競争を生じ幸に外國船を以つて棉花を本邦に輸入するの途を絶つを得たれども之れがため該社は連合者たるタ、エンド、サンス商會と共に巨萬の損失を被るに至れり。然れども此の航路たる棉花業者の利害に大關係あるは勿論本邦物産の販路を印度地方に開くに最必要の航路にして我が商權擴張に影響する頗偉大なるを以つて益々之れが持續擴張の計畫を爲せり。

二十六年秋季以來銀貨低落其の他の原因より各種の商業に活氣を與へ隨ひて貨物の運轉また頻繁となり我が船舶の利を海外に趁ふるもの日に多く其の結果例年船舶の用途緩慢なる冬期も尙この患を免るゝを得しかのみならず同二十七年に入りては船舶の需要更に増加せしを以つて神戸、小樽間東西廻り兩韓線を始め其の他の航路に於いても常に滿船の載貨を得て往復し以つて夏季に及びしが此の時に際し俄然朝鮮事件の發生ありて御用船の命を受くるに至れり。同社が御用船の命を受けしは同年六月四日にして其の船數は十隻なりき。爾來引續きその命の下ること數次に及び遂に千噸内外の小船を除くの外は社船擧げて陸海軍御用船となり爲に其の他の航海を一時停止するの止むを得ざるに至れり。是に於いて無數の貨物は到る所に堆積し貨主の困難決して尠なからざりき。且該社の有事の日に際し其の全力を擧げて國家に盡すべきは勿論なりと雖華

主の困難も亦久しく傍觀すべきにあらず。是を以つて御用船の命を受けし以來直ちに外國船の占有に従事し、元山丸、門司丸、釜山丸、榮城丸、海城丸、威海丸、大連丸、天津丸の數艘を購入し、其の他二三外國船を臨時雇入れ、漸停滯せる貨物運輸の急に應ずるを得き、然れども征清の軍大いに歩を進むるに隨ひ政府委託船の多くは御用船として引上げられたるより、又内地航路に充つべき船舶の缺乏を來たし、通常貨物旅客の運送に供したるもの僅に數艘に過ぎざりき、而して御用船供給の最多き時は船數五十九艘にして此の總噸數十三萬四千餘噸の多きに上り、越えて二十八年戰闘中止せられ、其の三月馬關條約により平和克復せりと雖、凱旋兵馬の運送にまた臺灣土擾の事あり、兵馬糧食の運送を要するもの多きを以つて、いまだ遑に沈澁を見るに至らず、且引續きて前條約したるタ、エンド、サン、ス商會との孟買航路連合を解約し、爾後同社一手に引受け、毎三週一回の定期航海を履行し、又從來の上海、浦潮、斯德線を香港に延長し、汽船二艘を以つて亦毎三週一回の定期航を開き、孟買線の復航を香港に於いて互に相接せしむる等、其の他大いに事業を擴張せしより、汽船の需用は殆昔日に倍加せり。日清戰役治まりてのち時勢は又事業の退守を許さず、且會社將來の地歩を進むるの必要を感じたれば、御用船の利益を割りて、海外航路擴張に投ずる事となり、乃歐洲線、米國線及び濠洲線の三大航路を開始するの計畫を立て、翌二十九年三月を以つて、横濱より神戸、下之關、香港、コロンボ、孟買、ポートセツドを経て倫敦、アントワープ間の航海を開き、同年八月を以つて、神戸より横濱及びホルノル、を経てシエトル間の航開を始め、同年十月より、濠洲航路を開き、郵便物運送及び旅客貨物の運搬に従事せり。是に於いて政府は特定命令を下し、年限を期し、各航路に對し、毎年航海運數により、助成金の特典を與へたり。其の他内國航路に在りては、同年九月より新たに臺灣航路を開き、神戸、基隆間の運轉を増加せり。降りて明治三十三年九月は同社の創立以來滿十五年に達せし時にして、其の月同社が調査せし所に

依れば定期航海は延長四萬八千三百九十二海里にして、之れを創立當時の九千四百三十四海里に比すれば、五倍強の増加なり。又所有船舶六十七艘にして、其の總噸數二十萬四千七百十三噸、之れを創立當時の六十二艘噸數六萬四千百〇二噸に比すれば、噸數に於いて約三倍強増加なるのみならず、特に船質の改善に至りては、殆零壞の差異を呈せり。又創立當時の資産金は千二百十四萬九千百十五圓なりしに、此の時に於いては三千八百二十一萬三千百八十五圓の巨資に達せり。今更に同年調の船數細別を擧ぐれば左の如し。

種別	船數	噸數	種別	船數	噸數
五百噸未満	一	四六八	千噸未満	五	三、七三七
汽 二千噸未満	二〇	三一、七五五	三千噸未満	一六	四二、三〇七
船 五千噸未満	一一	四〇、〇七八	五千噸以上	一四	八六、三六八
小 蒸氣船	三八	一、二三九	倉庫船	四	一、〇八〇
西 洋 形	九四	〇	傳馬船	五三	〇
日 本 形	九〇	〇	水 舟	四	〇

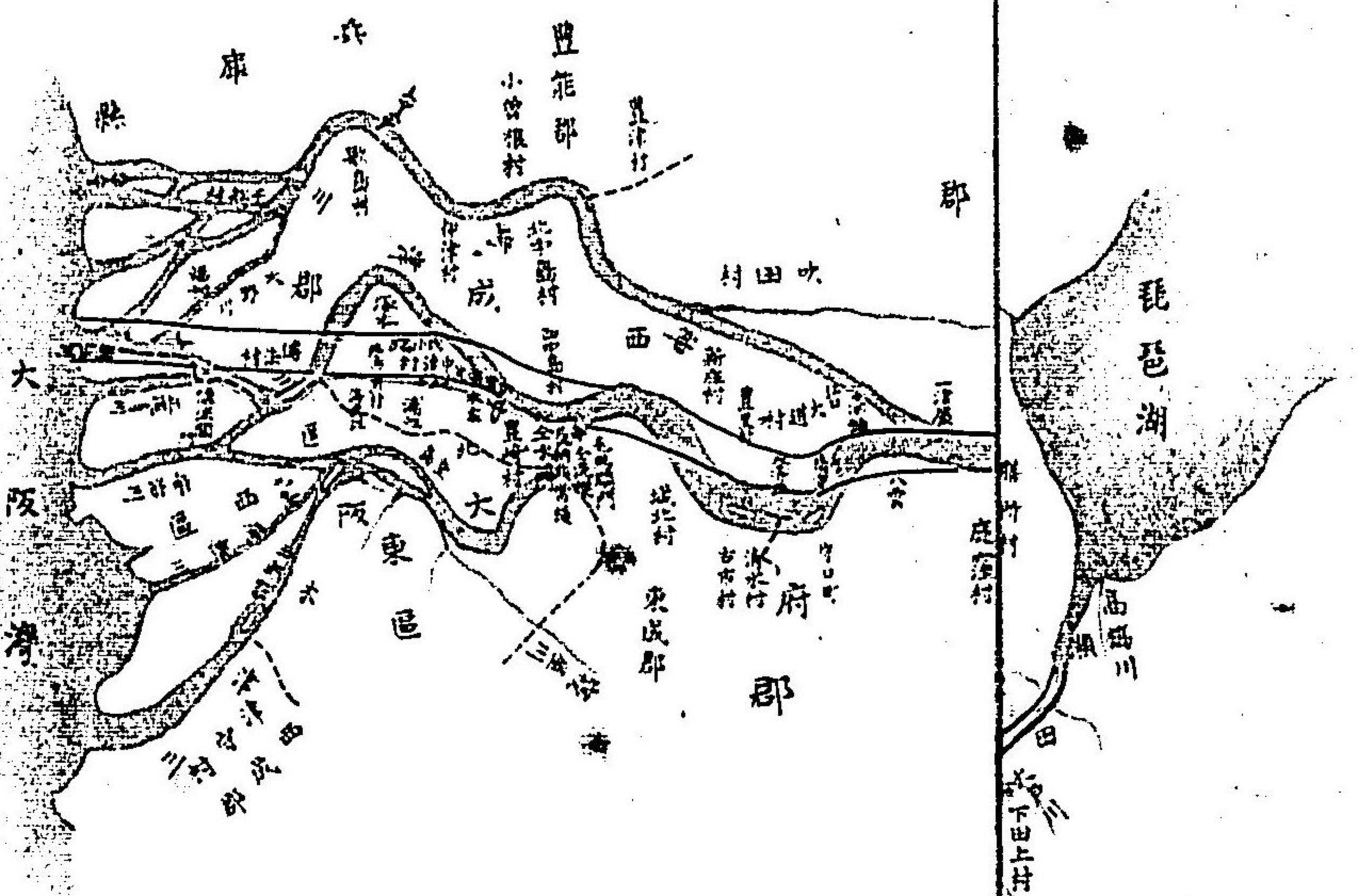
以上は是れ同會社が創立以來なし、一般事業の概略なり。故に今更に其の大阪に於ける事業の概況を左に述べんとす。

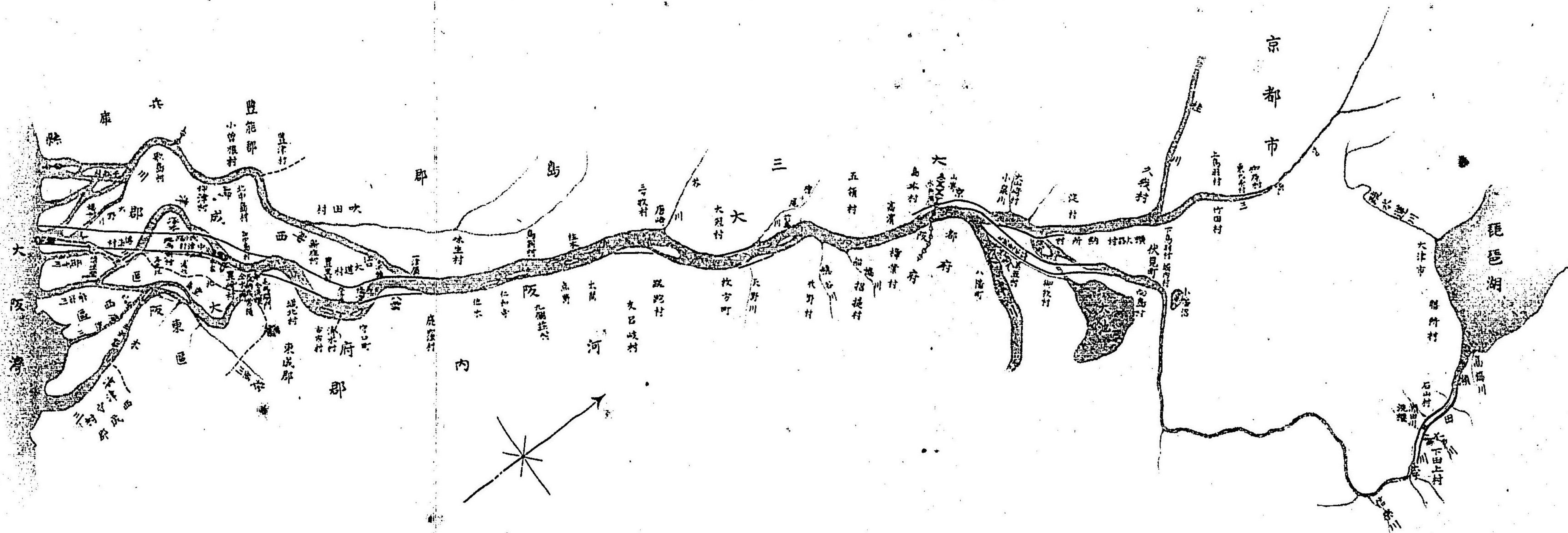
創立の當時支店を大阪市北區梅田町に置き、吉川參次郎を支配人とし、幾干もなくして小川鏘吉其の後を繼ぎしが、二十七年今の支店長原田金之祐代りて之れを支配するに至り、業務の都合により支店の主要部を荷扱所を設ける北區富島町に移して、二百三艘(七千噸)の解船を以つて市中及び近地各方に集散せらるゝ數多の貨物を神戸に出入する汽船の間に運搬し、西梅田町には汽車積輸出貨物

取扱の一部を残せるのみ尙、大阪税關の對岸北區安治川通に同社が所有せる面積五千九百五十七坪餘の地所と其の對せる住友安治川倉庫との間に堀割を鑿ち安治川に流通して解船の出入に便せり。然れども同社はなほ大阪築港完成の曉を俟ちて大阪支店を此の地に新設するの考案なりといふ。左に航路及び船名表を掲ぐ

航路及び船舶表

航路	寄港地	航路ニ供用スル船舶噸數
歐洲線	往航は神戸、門司、香港、新嘉坡、ハナム、コロソ、ボ、ホトサイト、馬耳塞、倫敦、アントワープ、ミッドルズボロ、に寄港す。復航は倫敦、ボートサイト、コロソ、新嘉坡、香港及び神戸に寄港す。	若狹丸 六、二六〇 河内丸 六、〇九六 備後丸 六、二四三 博多丸 六、一五六 因幡丸 六、一八五 伊豫丸 六、三一九 旅順丸 四、八〇五 金洲丸 三、八五三
米國線	往航は上海、門司、神戸、横濱、アサヒクトリヤに寄港す。復航はアサヒクトリヤ、横濱、神戸、上海に寄港す。(本線はシヤトル港に於いて大北鐵道に接続す)	信濃丸 六、三八七 土佐丸 五、八二三 熊野丸 五、〇七六 春日丸 三、八二〇 八幡丸 三、八一七
濠洲線	往復とも神戸、長崎、香港、サースデー島、マウンスガサ、アリスベン、シドニーに寄港す。但往復は門司に寄港することあり。	鹿兒島丸 四、四〇五 和泉丸 三、二三〇
孟買線	往復とも神戸、香港、新嘉坡、コロソボに寄港す。但、また往復ともサマタコリン、チガバタムに寄港し、往航は門司に寄港することあり。	西京丸 二、九〇四 大連丸 二、九二一
上横濱線	往復とも神戸、門司、(又は下ノ關)及び長崎に寄港す。	神戶丸 二、八七七 博多丸 二、六三六
神戶北線	往復とも門司(又は下ノ關)長崎、釜山、仁川、芝罘に寄港す。但、往航は天津(又は太沽)に寄港す。	西京丸 二、九〇四 大連丸 二、九二一
神戶清線	往復とも門司(又は下ノ關)及び芝罘に寄港す。但、また往復とも毎月一回長崎に寄港す。	神戶丸 二、八七七 博多丸 二、六三六
浦湖線	往復とも門司(又は下ノ關)長崎、釜山及び元山に寄港す。	高砂丸 一、七八九 立神丸 一、七〇三 相模丸 一、九二七





神 基 東 小 神	神 東 小 神	西 小 神
陸 戸 線	陸 戸 線	樽 戸 線
二	七	五
往復とも門司に寄港。	往復とも横濱、荻濱、函館に寄港し、又、復航毎九日一回四日市に寄港す。	往復とも尾ノ道、下ノ関、境、敦賀、七尾、伏木、直江津、新潟、酒田、土崎、熊代、函館に寄港す。但、冬期は直江津、新潟、酒田、土崎の寄港を止め、船川に寄港す。
弘濟丸 二、六三五	松山丸 三、〇九九	山城丸 二、五八〇
三池丸 三、三五六	和歌浦丸 二、五七七	朝顔丸 二、四六〇
仁川丸 二、三三二	佐倉丸 二、九七九	
天津丸 二、九四三	小樽丸 二、五四七	
道江丸 一、九五三	熊木丸 一、九九三	三河丸 一、九六八
酒田丸 一、九六三	日東丸 二、二三三	榮城丸 二、五〇六
伏木丸 一、八三九		

備考

神戶港に出入する汽船は一として大阪港を目的とせざるはなし。故に直接神戸に關係ある航路船名を掲げて其の他は之れを省略せり。又、西廻神戶小樽線中船名の頭に*あるは臨時内國航路に補充するもの。其他航路用船数の多きは豫備船を交へたるもの也。

第四款 淀川汽船

淀川は京都大阪の二大都府間を蟠流し、其の沿岸淀山城牧方河内前島三島江攝津等には著名の河岸場の在るを以つて、古來其の水運によりて物貨旅客の交通便利を享くる事尠なからず。然れども平時土砂流出するもの多きを以つて、河底到る所深淺の差異甚しくして大船の運行に適せざるより、舊時多くは三十石積の和船を以つて限度とし、専伏見八軒家間の各所を往來し上る時は順風に帆を張り舟夫兩三輩長索を持して堤上を曳行し、下る時は順流擡掉を操り巧に深淺をさぐりて緩航す。俗に淀川の三十石と稱するものは是れなり。當時又、クラハンカ舟と唱へ、船客に飲食を嚮ぐ舟商ありて客に對する頗倨傲の風習ありきと云ふ。而して其の水運は年を遂ひて盛なりしが世變じ時移ると共に國運の發達は交通機關の必要を訴へ、人力牽引の勞に依るの甚迂濶なるを認め、明治の初年大阪市東區道修町の住人柴田某、淀川航通汽船を設くるの必要なるを覺り、小蒸汽船鳩丸水龍丸の二隻を以つて伏見大阪間定期航を開始せり。是れ實に淀川汽船航通の嚆矢なり。然るに同六年陸上交通の機關備はり京阪間官設鐵道の布設せられしより交通は概これに遷りて水運著しく減少を見るに至りしかば終

に汽船業者は收支相償はずして一時營業を休止するの悲運に際會せり、此の時安藤半兵衛(住所不詳)と稱する者あり、淀川汽船の將に廢滅せんとするを慨し自財を投じて前記の船舶を買取し半歲ならずして斯業を再興すと共に淀川曳船の業を新設し萬難を排し拮据經營する所ありしかば、爾來水運漸隆盛の域に進むと共に本川航通汽船の世上に興へし便益は世人の注意を惹き、同十年以降淀川汽船の營業を開始する者續々として生じ、老村又兵衛(住所不詳)は第一第二長安丸を以つて、木村某(同)は第一第二第三伏見丸を以つて、大阪の人吉川太兵衛は收方丸を以つて、伏見の人立花長右衛門は運河丸を以つて、同津田直之助は大阪丸を以つて、大阪の人某は六盛丸を以つて、同業組合を組織し益々水運の發達を期せんとせり、然るに爾來星霜を纏るに隨ひて同組合を脱するものを生じ汽船は漸次に減少を告げ、且其の財政は益々營業を持続するに困難を感せしかば、是に始めて其の基礎を鞏固にするにあらざるよりは到底永遠の事業となす能はざるを悟り、茲に淀川汽船合資會社を組織すと同時に汽船第一運輸丸第二運輸丸及び新淀川丸第一榮丸第二榮丸の五隻を新調し以つて大いに事業の擴張を企圖せり、然れども營業中漸次に汽船の毀損するもの多く、明治二十年に在りて能く使用に耐ふるものは第一第二第三伏見丸快心丸運河丸六盛丸淀川丸大阪丸收方丸の九隻に過ぎざるより、更に運輸丸二隻を新製し、且新淀川丸を改造して山城丸と改稱せり、後森島義三郎(住所不詳)は大阪の人某等と相共同して汽船營業を開始し以つて既設の會社と競争を試み、同廿三年亦柏谷長七(住所不詳)と稱する者、汽船第一第二第三第四長安丸の四隻を以つて新たに營業を開始せり、是に於いて三者相鼎立して競争を生じ、森島義三郎外一人は明治廿四年に至りて正義丸を新調し、淀川汽船合資會社は明治廿六年に至りて更に近江丸近畿丸及び攝津丸の三隻を加へ各自硬強の態度を取りて競争の焰益々熾ならしめしかば、當時の大阪水上警察署長小幡平八郎、其の互に反抗するの不利なるを論して

屢これが調停に努め、明治廿六年遂に柏谷長七を除きて他は相互協議の末同盟規約を締結するに至り、然るに明治廿九年に於いて新たに大阪第二曳船株式會社(資本金拾萬圓)本川に現出し、汽船第一第二此花丸を以つて營業を開始せしより以來三度の競争は始まり、是に於いて同年十月大阪府令第六十九號汽船運營業取締規則の發布あり、爾來同規則の下に於いて明治三十五年三月迄これを繼續せしが、淀川汽船合資會社は永く之れに對抗するの不利なるを覺り任意解散を決行すと同時に其の殘在せし汽船は之れを渡邊榮助と稱する者に讓與せり、而して以來渡邊榮助、柏谷長七及び大阪第二曳船株式會社間更に同盟の約成り、大なる破綻を見ずして現今右營業を繼續せり、是れを淀川汽船交通の沿革の要とす、今其の營業の狀態を釋ねるに、降雨多き時は年を通じて營業を繼續する事を得て相當の収益を見れども、旱魃の續く時は營業を休止せざるべからざるを以つて、缺損を生ずる事あり、然れども其の全體より之れを通算する時は年々相當の収益ありと云ふ。

第三節 通信

第一款 郵便

我が國郵便の制度は明治二年四月驛遞局を置き翌三年十二月信書郵便の開設せられしに始まり、其の以前舊幕府時代に在りては幕府繼飛脚諸侯急飛脚、三都町飛脚等の方法あり、而して其謂はゆる繼飛脚とは驛傳官脚の義にして老中より諸國に下す書函を領し之れを驛傳して送達せしむるを云ふなり、各驛之れが爲に俸米を受け名けて繼飛脚給米と稱し、徳川氏執政二百六十有餘年の間その制度一も變更することなかりき、又急飛脚とは諸國の領主より江戸に往復する急脚にして、中に就きて紀州尾州侯の如きは特に其の制を異にし、東海道路次每七里に一の小舎を設け各常置せる脚夫互に遞

傳して之れを通じ名づけて七里飛脚と云ふ。其の他諸侯多くは其の下卒を以つて飛脚となし、其の經費等皆諸侯の支辨に屬せり。又當時民間町飛脚と稱するものあり、大阪城衛戍の諸士の其の家隸を以つて家信を通せしに始まり、寛文年中に至り三都(大阪西京江戶)町飛脚と公稱して、竟に民間の常用となり、爾後二百有餘年の間利用通信の途の存せるもの唯此の一法あるに過ぎざりき。其の後世運の發達して東西交通の便開くに及び終に郵便の法則備はりて今日の如き發達を見るに至れり。なほ舊記に徴するに官府飛脚の初めて設けられしは今を距る三百三十年前即天正十八年に在りと雖、皆官家の公用に屬し民間いまだ飛脚を以つて業とするものあらざりき。其の初めて設けらるゝに至りては元和元年にして、大阪城番の諸士東海道各驛々頭等と相議し、毎月八の日を以つて之れを發せしに始まり、謂はゆる三度飛脚即是れにして、蓋その發行の月に三回なるを以つてなり。其の後大阪の商賈等にして竊に之れに倣ひ、飛脚を以つて漸その業となすものあるに至りきと雖も、みな大阪衛戍兵の庇蔭により名を其の下卒に籍り、法被用具を着し、雙刀を帶せしものにして、五十餘年間此の如くして其の業を營み來たりしが、寛文三年に至り三都の商賈(大阪編兵衛町、津屋町、目録屋、長兵衛、内淡路町、中島屋、平兵衛、江戶、瀬戸物、町、備前屋、兵衛、木町、山田屋、八左衛門、駿河町、大津屋、六左衛門、左内町、和泉屋、甚兵衛、萬町、大阪屋、兵衛、新橋、南二丁目、角左衛門、與左衛門、高倉通、大國屋、庄次郎、御幸町、伏見屋、某、島村、江戶、屋、吉兵衛)相議して大いに舊制を更革し、大阪城衛戍諸士の保護を辭し、新たに町飛脚問屋抱率領と稱へ始めて賈人の旅裝を爲すに至れり。而して大阪飛脚の江戶に着するや、各其の旅亭の戶外に蓆を敷き、番狀及び其の輸到せし貨物を排列して公衆の縦覽に供し、路人若、自己の姓名を記せしものあるを認めば、則飛脚屋に乞ひて之れを領し、且歸阪の便を問ひて復書を託するを常とせり。同年更に町飛脚東海道通行の日程を定めて約六日間となせり。故に時人呼びて定六と云へり。同四年大阪町飛脚發行日を定め公私の別なく毎月二の日を以つて發することゝなし。同十一年に至りては大阪飛脚商等江

戶同業者と相議し初めて金銀運送の事を約し、金飛脚の招牌を掲げ組合中月番を定めて之れを擔當し、名づけて手板組と云ふ。當時此の組合に加盟せしものは、島屋三右衛門、河内屋彦右衛門、島屋伊兵衛、加賀屋宗右衛門、島屋七兵衛、佐渡屋治右衛門、島屋藤兵衛、紀伊國屋九兵衛、島屋忠右衛門、加賀屋五郎右衛門、加賀屋仁右衛門、加賀屋茂兵衛、島屋彌十郎、備前屋與兵衛以上十四人にして、各人銀百枚宛を出だして其の資金に充てき。寛文以來は三度飛脚毎月定次運送のため、毎度馬三匹の印鑑を給せられ、元祿十一年に至りては飛脚問屋其の定期發着を爲さず、隨ひて時々公用物の傳遞を遲滞せしむるを以つて、大阪町奉行安藤駿河守は飛脚總問屋十六人(一書に大阪北新町島屋伊兵衛、内淡路町島屋七兵衛、同九兵衛、内淡路町加賀屋五郎右衛門、津屋町島屋三右衛門、南屋町島屋忠右衛門、以上十人に作れり)に諭し、毎月順番を以つて之れを發せしめ、且其の組合を定めて順番仲間と稱せり。後、正徳二年、京都、大阪、駿府、在番諸士等の過重の行李を三度飛脚に托するを禁せられ、又三度飛脚の徹夜急行するものは、必大阪駿府番頭の傳符を携へしめき。降りて元文四年に至りては、大阪飛脚問屋柳屋嘉兵衛等別に柳屋早飛脚と稱するものを創め、路次騎馬を以つて往復し、時人呼びて通馬早飛脚と云ひき。是れより先、三都飛脚商問互に隙を生じ、京都飛脚商等遂に之れを訴へしが、評定所之れを勸解せり。是に於いて、寛保元年、京屋彌兵衛、島屋左衛門、十七屋孫兵衛、木津屋六左衛門、和泉屋甚兵衛、大阪屋茂兵衛の八商相和して其の約束を改め、仕立早飛脚(起原詳ならず)は大阪屋茂兵衛古來の株業たるを以つて、自今八家に集まる一切の早便物は皆之れを大阪屋茂兵衛に致し、先例の如く、東海道十八ヶ所に於いて遞傳せしむることゝし、又新たに早飛脚仲間八軒の會所を設けて其の發行定日を、一、四、八の九回となし、右兩番十八回の外、三、五、七、十の十二回は之れを折半して兩番各六回に分ち、又、特發早便物は前條の如く問屋の便宜に隨ひて之れを發し、各地早便の着所を定めて、京都は組合問屋、大阪は柳屋嘉兵衛、大津は相摸屋傳兵衛の三店と決せり。

ついで同三年巖に江戸森山町若狹原忠右衛門等登り早繼飛脚を開き、其の業を営むこと既に三十七八年となり當時に至りて益々盛なりしを以つて鳥屋佐右衛門等其の競ふべからざるを嫉み、其の官准なきを名として潜かに之れを訴へしかば忠右衛門等其の業を禁止せられき、然れども佐右衛門等亦禍の至らんことを恐れ忠右衛門等に倣ひて竊かに營みし早繼飛脚を停止せり、此の年更に令ありて早飛脚行李中に金貨を封入するを禁せられき、越えて翌延享元年江戸飛脚商近江屋嘉平次、鳥屋佐右衛門、江戸屋吉郎兵衛等更に官准を得て擧状急使を開始せり、是れ會禁止せられたし若狹屋忠右衛門の早繼飛脚に代りしものにして、又之れより先登り早繼飛脚の路次停渡等に遇へば則その駄中より急用に係れる書状行李を扱擧し、別に急脚便に附し率領尾行して之れを點檢するの舊法ありしを以つて今又其の法に倣ひ該駄中より急便を擧出して晝夜の別なく遞夫三人を以つて之れを送れり、大阪柳屋嘉兵衛の發せし馬早飛脚組合の如きは專迅速を以つて稱せられ、該急便物を以つて此の擧状に托するに至る降りて寶曆十三年に至り、京都及び大阪を發する公書遞送の時刻を定め、江戸に至る刻附證文を以つて遞送する急公用は三日限、中急用は四日限、問屋附諸官吏の大急用は五日限、其の中急用は六日限、通常便は七日限となし、すべて京都大阪を發する急公用は其の證文上に兩地出發の時刻及び遞送日限を記し、其の公書品川驛に至れば名主直ちに之れを迎へて老中に呈す、即繼飛脚是れなり、又諸官吏の發する大急公書及び通常公用にて各驛傳に托するものは之れを名けて問屋附と云ひき、明和四年飛脚問屋鳥屋三右衛門其の部下飛脚の途上賊刃に斃るゝもの、冥福を洛東一心寺に修し金五百貳拾五兩錢百參拾八貫文米貳拾五石を以つて其の遺族及び部下驛遞夫に給す、同二年三都定飛脚問屋等相議し東海道に二十八ヶ所の取次所を設けて毎月十二回の三都定便を發し、而して西上州路及び奥州甲州道中も亦その取次所を設けて有期定便を發せり、同七年三都定飛脚商は官准

を得て東海道脚飛賃錢を改め遞送金百兩に付き賃錢六分とし、天明二年に至り初めて定飛脚問屋の株式を許可せられ、其の冥加金として初年は金百兩を、後は例として年々金五拾兩を上納し、舊來掲げし金飛脚問屋の招牌を撤し、江戸、大阪、西京定飛脚問屋と公稱せり、此の年幕府より令して近來各驛三度定飛脚の荷物の遞送を遲滞して大いに公用に妨ぐるものあるを以つて三都飛脚問屋、京屋彌兵衛、山城屋宗右衛門、木津屋六左衛門、山田屋八左衛門、伏見屋五郎兵衛、鳥屋治右衛門、大阪屋茂兵衛、和泉屋甚兵衛及び十七屋孫兵衛の八家に命じ、其の廳所に飛脚問屋の招牌を掲げしめ、遞送の行李は皆定飛脚の傳符を挿ましめきといふ、寛政元年鳥屋、大阪屋、和泉屋等組合を定めて水戸、紀州兩家の公用物を遞送せり、即、鳥屋は水戸家の用を、大阪屋は紀州家の用を共に二、六、九の九回を以つて發し、和泉屋は專これを補助したりきと云ふ、同十一年大阪飛脚問屋、江戸屋久右衛門、驛傳の弛懈せるを憂へ請願して曰ふ、從來大阪飛脚問屋組合に於いて發する早飛脚は、毎月一、二、四、五、七、八の十八回にして、五日限の官用の急狀急荷物は途中に於いて乗下行李中より扱擧して扱早荷物となし、其の量三貫目を限り走飛脚を以つて送致せば天災等を除き、必五日限を以つて江戸に着するを得べし、而して右走飛脚は特に高價の賃銀を要するを以つて仲間中協議して扱早荷物毎に一貫目の増銀五拾文、即三貫に付き銀百五拾文を出だして仕立問屋柳屋に交付するものとし、右早荷物目方拾匁の賃金五匁を以つて道中五日にして相違なく到着するに至らば諸問屋平常の書狀荷物も亦これが爲に世上の信用を増さん、但諸問屋平日の低價を以つて受負へる七八九日の通常便は従前に異なることなし、右扱狀飛脚仲間には於いては既に之れを實行せり、然るに大阪仲間には於いて尙いまだ發行を爲さざるものは其の賃銀の殊に多きを要し、且、仲間の業務同一ならざるに因るものなり、今、協議右の如く成熟せるを以つて其の發行の許可を請ふと幕府、乃、之れが准許を與へ、問屋は直ちに之れを決行したりき。

明治元年七月政府より各地飛脚賃錢の制を定め、且、信書等遞送の時限を示せり。越えて翌八月定飛脚問屋の請願を以つて東海道東行の定便は毎月二、五、八の日西行の定便は二、六、九の日上下合して十八度、毎日本馬四頭、行李七十二駄とし、其の他、急便東行は毎月二、五、八の日、同西行は三、四、六、九の日上下合して二十一度、毎日本馬一頭、共に本賃錢十倍増を以つて其の通行を許され、又、飛脚賃錢を定め、京都より東京に至る三日限り書狀仕立賃金は貳拾壹兩貳分、三日半限は拾六兩貳分、四日限は拾貳兩、五日限は九兩、六日限は六兩貳分とせられ、同年九月驛遞規則を定め、十月諸官司より發する公狀及び諸貨物はすべて諸道各傳馬所をして遞傳せしめ、驛遞司より官吏一名を出だして之れを管理せしめられ、き、次いで同年十二月、東京、京都間の公書遞傳定便を開き、毎月五十の兩日に發し、道中六日を以つて着せしめ、翌二年五月、京都飛脚發行日を改めて五十の兩日となし、且、三都定飛脚問屋、京屋、福兵衛、山田屋、八右衛門、和泉屋、甚兵衛、江戸屋、仁三郎、島屋、佐右衛門、品川驛司と相議し、相對賃錢を定めて一里錢一貫文とせられ、き、ついで七月令あり、定飛脚行李の遞送遲滞なからしむべしと、越えて翌三年三月に至りて、京都、東京間に於ける毎月六回公用使の往復六日を改めて十日となし、同月、京都、大阪、東京間往復急公用狀を三都定飛脚に托するを廢し、別に賃錢を定めて之れを遞送せられ、き、三年十二月、信書郵便の開設あり、沿道藩縣（東海道十二）に令して之れを獎勵し、東海道各驛及び伏見より守口に至る各驛に書狀集函及び郵便切手賣捌所を設けしめ、四年三月以降新式郵便を開き、毎日大阪より京都に至るは六時間、大阪より東京に至るは七十八時間を限り、東海道各驛四五里四方の各村及び勢州、美濃路等も亦幸便を布きて切手を貼付せしめ、東京は四日市、京都は姉小路、車屋町、大阪は中之島郵便役所に出だすべきを令し、且、郵便切手を發行すと共に各地方官に令して各驛書狀の遞傳及び切手賣捌所を監督せしめ、又、郵便書狀差出人心得書及び各地時間賃錢を頒布し、七月、横濱郵便局を開き、八月、函館、新瀉、長崎

神戸の四港に郵便役所を設置し、同月、大阪以西の書狀發行法を定め、十月、木支兩道郵便賃錢表の發表あり、き、十二月、東京、長崎間九十五時間の郵便を開き、又、横須賀、金澤等の郵便を開き、五年三月、東京府下の郵便を開始せり、此の月改正増補助郵便規則を發せられ、六月、東京、横濱間毎日五回往復の郵便を始め、東京市内及び横濱市街往復郵便改正規則を布かれ、越えて翌七月、北海道後志、膽振兩國以北を除き、國內一般本支兩道の別なく、すべて縣廳所在地及び港津市街等にして公私川の繁多なる地は皆その信書遞送を爲すの令あり、き、六年四月以降郵便賃錢の稱呼を廢して更に郵便税を定め、量目等一の信書は其の里程の遠近に拘はらず、普く國內等一の郵便税を收めしめ、且、五月以後は信書遞送の事一に驛遞頭の特任に歸せしめ、其の他は何人を問はず、信書遞送を爲すを禁せられ、是に於いてか我が國郵便の制初めて定まれり、是れより以降明治十四年に至るまで、幾多規則の改正は公布せられ、き、雖一二の加除修正に止まり、六年十一月第三百八十九號布告を以つて郵便業書紙及び封袋を發行して其の用法規則を制定し、七年九月第九十號布告を以つて郵便爲替規則を定め、三十圓以下小金額の爲替方法を施行せり、又、同十年二月第三百三十五號布告を以つて貯金預り規則を定め、同十五年十二月第五十九號布告を以つて従前年々發例する所の郵便規則及び附則を定め、更に郵便條例を制定せられ、同二十五年六月法律第二號を以つて別に小包郵便法を制定し、同三十三年法律第五十四號を以つて郵便法を發布せられたるもの即現行法なり、以上を郵便制度沿革の概要とす、今當年管内に於ける郵便局所の數及び郵便物集配數を掲ぐれば左表の如し、

郵便局所及び集配物數

(三十四年度調)

郵便電信局	郵便		小包郵便	
	取集	配達	取集	配達
大阪市	5,911,485	5,333,333	5,911,485	5,333,333
再東區	1,234,567	1,123,456	1,234,567	1,123,456
再西區	1,123,456	1,012,345	1,123,456	1,012,345
揚南區	1,012,345	901,234	1,012,345	901,234
揚北區	901,234	890,123	901,234	890,123
堺市	890,123	789,012	890,123	789,012
西成郡	789,012	678,901	789,012	678,901
東成郡	678,901	567,890	678,901	567,890
三島郡	567,890	456,789	567,890	456,789
豊能郡	456,789	345,678	456,789	345,678
泉北郡	345,678	234,567	345,678	234,567
泉南郡	234,567	123,456	234,567	123,456
南河内郡	123,456	112,345	123,456	112,345
中河内郡	112,345	101,234	112,345	101,234
北河内郡	101,234	90,123	101,234	90,123
合計	15,234,567	14,123,456	15,234,567	14,123,456

第二款 電信

電信は明治二年政府が東京横濱間架線工事に着手し翌三年兩所間の通信を開始せられしを以つて本邦に於ける電信開設の嚆矢とす。尋いで專増設の計畫ありきといへども當時なほ文化の進運幼稚

の時代に屬し、之れを利用するもの甚寡く、動もすれば却りてこの舉を妨礙せんとするものあり、而して其の通信の如きも技術の練習を旨とし、傍公私一部門の使用に供するに過ぎざりしを以つて業務素より整はざりしが、同六年に至り政府は第三百號布告を以つて初めて電信取扱規則を確立して通信の方法順序を示し、同七年九月第九十八號布告を以つて電信條例を定め、電信犯罪に關する罰則を明らかにする等、漸制度の基礎を固め、其の事業も亦同十年西南の役起るに及びて大いに必要の度を進め、之れが動機となりて九州幹線の連絡及び四國に電信の新設を見るに至れり、而して後同十二年五月工部省は第九號布告を以つて電信取扱規則に改正を加へ、同十三年三月遂に本邦に於ける電信開業式を舉行し、且各地電信局を公開して内外通信の受送を通じ、初めて海外諸國電信局と其の資格を同うして相對峙することを得たり、是れ洵に本邦電信事業の一大進運を啓きしものといふべし。

越えて同十四年以降に至りて地方人民より電信興業費及び局舎敷地等を献納して置局を請願するもの輩出し、政府また各地商工業の實況を考查して之れに許可を與へ、順次架設の工を起し、を以つて十七八年の交に至りては其の幹線は遙く五畿八道に亘るに至れり、此の時に當り交通の機關大いに開け、人智また發達して通信の數漸増加し、電信の受送頗頻繁にして各所共に輻湊して好況を呈するに至れり、而して同十八年五月第八號布告を以つて明治七年第九十八號布告及び同十二年第九號布告を廢し、更に電信條例を設けて其の權利義務を規定し、方法順序を明らかにする等大いに制度の完備事業の整理を計り、殊に各地の不同料金を改め、字數等一の通信文は里程の遠近に拘はらず、國內を通じ均一の電報料を納めしめ、且電信切手を貼附することゝなせり、其の後屢官制の變更、組織の改定等ありきと雖、多くは之れ事務の整理に勉め、制度の美を計るにありて、同二十一年六月には電信三等局の制を改めて、新たに經費受負の法を設け、其の便によりて僻地相互間の通信を通じ、明年三十三

年三月には法律第五十九號を以つて電信法を定めて舊法を改革せられ漸次其の完備を勉めたるより遂に現今の如く發達するに至れり。

今本府管内に於ける電信事業の沿革を舉ぐれば明治三年八月大阪川口運上所に傳信局を置き、同所より神戸(大手筋)に通ずるもの及び大阪造幣寮に通ずる二線を架設して通信を開き、同五年十月に至りて高麗橋に電信局を置き、此の時第一次東京長崎間電線架設工事は東部より漸次に進行して同六年二月には本府管内の架設を了せり。而して政府は各局事務の繁簡によりて局の等級を設け之れを三等に区分し、大阪傳信局を一等に班し高麗橋を支局とせり。然るに其の三月高麗橋局舎焼失せしを以つて現今の地即高麗橋東詰に移轉し、翌七年五月梅田鐵道停車場に電信局を置き、大阪神戸京都間鐵道用電線を架設し、尋いで同所より川口局に至るもの并に高麗橋局に至るものを増架せり。越えて同八年八月堺市宿院町に堺電信分局を置き、且同所に至る電線を架設し、各所相前後して孰れも通信を開始せり。爾來電信の業務愈々頻繁なるに伴ひ或ひは既設線路に線條を増架し或ひは小距離の支線を延長する等大いに事務の敏活を計れり。降りて同十年一月官制の改革あり、電信寮を廢して之れを電信局と稱するに及びて大阪電信局を同電信分局と稱せり。翌同十一年六月大阪府警察署の架線工事悉竣工を告げき。此の工事たる、同年五月十一日の着手に係り、江戸堀警察本署より西長堀長堀橋會根崎、菅原、大手通、高麗橋、久寶寺町の八署に架設せしものにして皆莫爾斯式電信機を用ひたり。又別に會根崎、菅原二分署より懲役場に通ずるもの及び大手通分署より囚獄に至る延長三里二十五町四十間(新架一里十三町四間)を架線し、且鐘器を設け本署より川口分局に接続して警備急招の用に供せり。同十一月大阪心齋橋分局を置き、越えて同十三年四月梅田停車場電信分局に於いて公衆電報取扱を開始し、同時に京都、神戸間各停車場電信分局に於いて官私一般の通信を始め、降りて同

十六年十一月大阪梅田電信分局を西部電信中央局として各線を茲に湊合し以つて大阪以西各分局に發着する音信を中繼送受せり。蓋此の送繼の要は數多の局所を一線に連絡するときは通信一時に幅狹し他の送信の終るを待ちて之れを傳送させるを得ず、隨ひて爲に時間を空費して其の效用を失ふ虞あるを以つて各局通信の繁簡を計りて回線の方法を精査し、適宜線路を配合接続して其の最幅輻するものは新線を添架する等、率中繼送受の便法を開くに在りて其の變移は通信上に關係を有する大なりとす。同十八年五月電信條例の改正により電信切手賣下所を置き、翌十九年九月大阪府及び鐵道局等に設くる電信分局を電信取扱所と改稱せり。之れより先各局所は公衆の通信を送受する否とに拘はらず總べて電信分局と稱し、大阪市街に在る警察電信局及び鐵道停車場電信局の如きは時に或ひは公衆の通信を送受することあれども又或ひは之れを廢して單に警察用鐵道用に供する等、一見區別し難かりしが茲に至りて之れを判別するに易からしめき。此の年十一月通信の業務を合同整理せしむるため郵便、電信兩局を合併すべしとの議あり、二十年三月遞信省官制改革によりて一般電信分局を電信局と改稱し、其の五月電信局中の本局と爲すべきものを除き(東京、大阪、神戶)他の局は支局となり、大阪局は大阪郵便電信局と改稱せり。翌二十一年六月三等電信局を二等に改定し、又其の十一月鐵道所屬の電線を使用して公衆通信を受理するの制定あり、之れを電信取扱所と稱せり。越えて二十二年七月地方官制を改め郵便及び電信局官制の制定あり、爾來大いに郵便、電信兩局の合併に努めしを以つて其の除す所のもの僅に二等局に止まれり。然るに以後また郵便電信局の等級を三等に改定し、新たに電信事務を開きて所在三等郵便局に合するもの陸續相踵ぎ、益々地方通信の業務合同整理の實を顯すに至れり。之れ現今に至る電信制度及び架線工事沿革の概要なりとす。

取所の如く電話所事務の取扱を受負はしむることとなり、翌三十四年五月に至り大阪市内鞠天王寺天満の三電話所及び大阪府泉北郡濱寺公園内に濱寺電話所を設置し、同年九月自動電話機を難波停車場構内及び富嶋町川口波止場の二ヶ所に設け、尙各所に設置の計畫あり、同年十一月大阪四日市桑名間相互の長距離通信を開始し、又卅五年一月兵庫縣川邊郡尼ヶ崎町に尼ヶ崎電話所、同年二月同郡伊丹町に伊丹電話所、武庫郡西ノ宮町に西ノ宮電話所、當府三崎郡茨木町に茨木電話所、同年三月豊能郡池田町に池田電話所を設置して、いづれも電話交換事務を開始し、是に大阪電話交換局は、今や一分局十九電話所并に自動電話所二ヶ所を有し、各地連絡局は、神戸京都名古屋四日市桑名横濱東京の七局となり、加入者及び一般公衆の通話區域は日に月に擴張せられ、益々長足の進歩をなして非常の好決を呈せり。

電話使用に關する總べての料金は明治二十五年四月開設以來當初は僅に年額參拾五圓にして、電話料は市内一通話五分間五錢、大阪神戸間拾五錢に過ぎざりしが、爾後數回の改正を経て漸次に昇騰し、以つて現今に至れり、今之れを表記せば左の如し。

電話使用料	三拾五圓	自明治二十五年四月 至明治三十年十一月	六拾六圓	自明治三十年十二月 至明治三十二年三月	六拾六圓	自明治三十二年四月
加入登記料	拾五圓		拾五圓		拾五圓	
市内通話料	五錢		拾錢		拾五錢	
大阪神戸間同	拾五錢		貳拾錢		貳拾五錢	
大阪堺間同	拾五錢		拾五錢		貳拾錢	
大阪京都間同	拾五錢		貳拾錢		貳拾五錢	

大阪東京間同	壹圓六拾錢		壹圓六拾錢	
大阪横濱間同	壹圓五拾錢		壹圓五拾錢	
大阪名古屋間同	五拾五錢		五拾五錢	
大阪四日市間同	四拾五錢		四拾五錢	

以上に示せるが如き變動ありと雖近年業務の益々擴張改良せらるると共に一般の需用日に月に増加し、料金の昇騰は敢て痛痒を感せざる状態あり、殊に三十年十二月よりは加入申込者に對し拾五圓の登記料を徴收せるに拘はらず、加入申込者は遂次に著しく増加し來たり、其の職業の種類も亦實に二百六十四種の多きに達したるを見る、是れ蓋一は日清戰役後商工業一時に膨脹して商業取引の頻繁なりしと、一は公衆が電話交換の瞬速にして其の便益を認識したるとの結果に外ならず、後三十三年に臻り偶々商工業は一大頓挫を來たし會社の解散商人の破産は瀕々として踵を接し斯業亦影響を蒙る虞なきにあらざりしが、順年加入申込者に對して開通せしめしを以つて通話度數は市の内外共に益々増加する傾向あり、即三十四年度末に於いては大阪電話交換局所屬加入者四千四拾壹名加入申込者四千九百五拾名、堺支局所屬加入者貳百六拾名、加入申込者拾貳名にして、之れを其の初めて設置せられし二十六年に比較するに加入者は殆十倍し、加入申込者は十一倍に恰當せり。

大阪電話交換局の開設當時に在りては交換線路の構設は架空裸線にして其の亘長十五里三十七間延長百四里三十四町五十六間三尺なりしが、加入者の増加に隨ひて亘長と延長とに於いて共に伸長したること實に著しきものあり、然れども由來大阪市内は街路極めて狹隘にして而も電燈電信線の縦横に高架せられあるを以つて勢同一電柱に數百の線條を架設し能く之れを支保する設備をなさざるべからざれども、裸線は風雨その他の支障に因りて他線と混線し易く、且事業の繁盛に伴ひ架

線を容るべき餘裕を剩す能はざるべきを以つて、同三十一年四月架空ケーブル及び地下ケーブル式の線路敷設工事を起し、尙従前は單線式なりしものを改めて複線式となし逐次に施設の改良を加へ來たりしにより今や同局所屬の線路は架空裸線、架空ケーブル、地下ケーブルを合して市内の亘長百十九里貳拾七町三十九間、延長六千八百七十九里五丁十七間、市外に於いて亘長四十里九町十五間、延長四百二十三里五十八間の長きに及び、試みに市内延長電話線を以つて大阪市の周圍を抱擁せば實に六百二十六間の周を畫し、而もなほ餘裕の存せるを見る、而して所用の交換機は開局當時に在りては單式標準交換機なりしが二十八年度に至り改めて直列複式交換機となし、更に三十年度より併列複式交換機に改め、其の數も漸次に増加して三十四年度末に於いて三十三臺の外に市外用として八臺を増設するに至りき。

以上は大阪電話交換局を主として調査したる結果にして、堺市は大阪市に比すれば素より地域入戸に於いて運庭あり隨ひて堺支局加入者の數も大阪局に比すれば約百分の六餘に過ぎず、故に初般の設備は開始以來殆ど異動なく線路の如きも其の一小部分に架空ケーブルを用ふるの外依然裸線を使用せり。(明治三十四年度末調)

電話線條及び機械數 (三十四年度調)

大 阪 市	堺 市	架空裸線		架空ケーブル		地下ケーブル		交換機	電話機
		線路	線條	線路	線條	線路	線條		
市内	市内	112,000	1,120,000	1,000	10,000	1,000	10,000	1	1
市外	市外	2,000	20,000	100	1,000	100	1,000	1	1
計	計	114,000	1,140,000	1,100	11,000	1,100	11,000	2	2

備考 本表中 * 印ある部は他の線路に包含したるものなり

電話交換加入者及び料金 (三十四年度調)

大 阪 市	堺 市	電話加入者		普通加入者		普通料金		計
		申込者	加入者	普通	長距離	普通	長距離	
市内	市内	4,950	2,447	1,594	4,043	1,963	3,080	1,348,557
市外	市外	11	178	82	260	15,469	476,122	15,945,317
計	計	4,961	2,625	1,676	4,303	15,624	3,556	1,364,502

備考 料金は電話使用料及び附加使用料なり

電話交換度數 (三十四年度調)

大 阪 市	堺 市	交換加入者之部		呼出電話之部		計
		加入者相互間	電話所加入者間	市内加入者	市外加入者	
市内	市内	1,500,731	3,144,764	1,091	1,667	3,000
市外	市外	1,575,777	1,992	1,157	1,114	461
計	計	3,076,508	5,136,756	2,248	2,781	5,029

備考 本表中 * 印は自動電話數なり

第三章 土地並ニ水面

第壹款 永代借地權

永代借地權の來歴を記述せんとせば先條約沿革の概要を記せざるべからず抑大阪川口外國人居留地は慶應三年兵庫大阪居留地取極書に基づきて治外法權の一區域に屬せしものなりしが爾來日本政府と締盟各國との間に數次の交渉を経改正條約を締結し明治三十二年六月三十日を以つて之れが實施に關する大詔を宣布せられ尋いで同年六月勅令第二百五十一號を以つて來たる八月四日より改正條約を實施すとの旨を布せられたり是に於いて居留地は全く我が法權の支配に屬することゝなれるを以つて該居留地を西區に編入して川口町と稱せり而して右永代借地權設定の地は一番より二十六番に及びて總面積壹萬四千拾四坪二合三勺なりしが同十九年に至りて更に二十七番乃至三十六番面積二千六百六十七坪四合を増加し合計壹萬六千六百八拾壹坪六合三勺となるに至れり右借地權に對する地券の文案は左の如し

大阪兵庫糶賣地所地券案

金何兩何步請取申候右ニ付予日本政府ノ代理トシテ何某(兵庫大阪公ケノ繪圖面通幾百坪有之第幾番屋敷永久貸渡ス事實正也右貸渡セシ個條ハ左之通

千百六十八年八月七日日本政府ト外國諸公使ト取替セシ個條ノ第五個條ニ隨ヒ一坪ニ付キ金一步則地代金總高何程每年西洋何月何日ニ至リ無相違前金ニテ可相納右個條書第八ヶ條ニ隨ヒ取極メシ居留地取締入費ヲ毎年無相違其岡士ニ可相納但一坪ニ付金一分ノ三分ノ一ヲ不可過且右第幾番屋敷或ハ一部ノ地日本ト條約ヲ取結ヒシ外國人民ヲ除ク外ノ他人ヘ讓ルヘカラ

ス且ツ讓ル時ハ必ス雙方ノ岡士ヘ届出ツヘシ

右個條ノ内違背有之時ハ日本政府ヨリ其岡士ヘ届出ツヘシ依之地券二枚相認メ一ハ借主ヘ渡シ

置一ハ日本長官控ト致セシモノ也

地名 年月日

同所日本長官

姓 名 印

右借地權を設定するには最初各借地人より糶元代金と稱するものを徴收したりき其の數は政府に於いて居留地の設備即土地の買收その他の爲に消費せし金高を計算して之れを外國人の借地希望者に對し糶貸せしものにして實際に於いては土地の代金に均しき元本を徴收したるものなり蓋外國人には條約上土地所有權を許されざるを以つて居留地の設置に隨ひて此の便法を探りしものならんか然るに明治十九年に至り擴張せし土地は舊居留地の競元代金一坪一分銀八個を標準とし之れを明治四年の制定に係る貨幣比較表に依りて換算し圓銀貳圓五拾七錢貳厘を競元代金と定めて徴收したるものにして右糶元代金の取極に付いては慶應三年の取極書第六條に記せるを以つて左に之れを抄出す

日本政府外國人所用ノ爲メ右地面ヲ用意スル入費ハ地券賣渡代ヲ以テ償フヘシ地面ヲ區劃シ其價值地位ノ好惡ニ依リ多少ノ差異アリト雖モ其金高ハ日本政府ノ諸入費ニ當ル様ニ計算スヘシ右入費ノ高ヲ算シ外國人ニ糶賣ヲ爲ス元價ヲ定ムヘシ云々

借地料は慶應四年の條約に於いては一分金の規定なるに明治十四年に至る迄は新金貨にて之れを徴收し來たりき然るに同年外務内務兩卿へ經伺の上翌十五年以降は明治四年の貨幣比較表に依り一圓銀百枚に付き一分銀三百十一個の割を以つて徴收することゝ爲れり此の割合に依れば一分金

一個は圓銀三拾貳錢壹厘五毛に相當せるものにして是れ即一坪に對する借地料なりとす、今之れを附近民有の同類地の租税公課の負擔額に比するときは殆十二倍に當れり、又右借地料の外金一步の三分の一即拾錢七厘壹毛餘は之れを岡士(領事廳の官吏)に納めき、是れ地券面に、右個條書第八ヶ條ニ從ヒ取極メシ居留地取締入費ヲ毎年無相違其岡士ニ可相納但シ一坪ニ付キ金一步ノ三分ノ一ヲ不可過とあるに基づきたるものにして、畢竟居留地警察に外國人を雇入るゝ場合に於いて要する精神なれば改正條約實施後我が警察に外國人を雇入るゝ必要なきに於いては改正條約實施後は縦令地券面に記載したる事項たりと雖之れを徵收することを得ざることゝなれり、今慶應四年大阪兵庫外國人居留地約定書の八ヶ條の明文を左に抄出す、

大阪或ハ兵庫居留地取締トシテ外國人抱入ノ義ヲ要スルトキハ右入費トシテ一坪ニ付割合ヲ差出スヘシ尤モ一坪ニ付キ金一步ノ三分ノ一ヲ過クヘカラス

永代借地権の内三十四番地四百六十坪は從來外國人居留地内議事館敷地に供用したるものなりしに斯の如き公共の目的に使用せる營造物は、無償にて日本政府に引渡すべしとの條約の明文に基きて國有に歸屬したりしが該土地并に建物とも明治三十二年勅令第二百七十四號に依りて大阪府に讓與せられ爾來、川口警察分署に供用せり、故を以つて今や永代借地の現存する面積は九千九百五十四坪二合三勺にして其の借地料年額三千二百圓五十錢六厘なりとす、元來、領事に於いては地券記載の借地料即一坪に付キ金一步を徵收したりしが日本政府に對しては其の内より借地料として毎年六百五十八圓六十一錢二厘を納付し其の殘餘は居留地の道路下水街燈消防等公共事業の費途に充用したりき、然るに改正條約實施の後は是等公共の事業は其の種類に區分して大阪府及び大阪市なる公共團體の管理に移りしを以つて借地料の全部は轉じて政府の收入に歸し、政府は該費用に充當

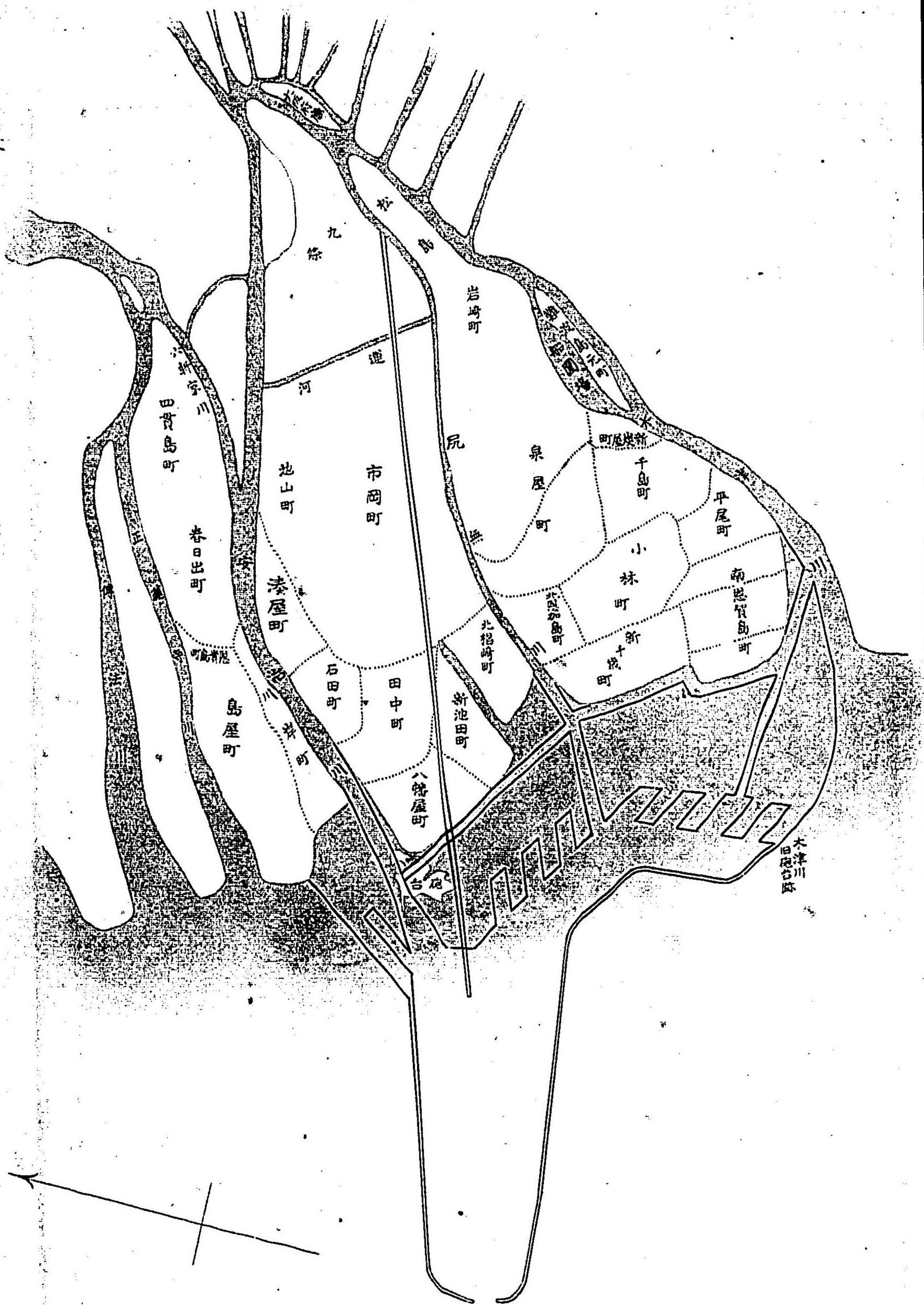
せしむる目的を以つて府に對しては毎年三千四百九十二圓二十錢四厘市に對しては同九百二圓五十八錢一厘合計金四千三百九十四圓七十八錢五厘を補給せらるゝことゝなれり、抑、永代借地権は日英條約第十八條、日米條約第十七條、日獨條約第十八條等に依れば券面に記載せる條件の外別に何等の條件を付せずとあり、隨ひて地券に記載の條件は改正條約實施後と雖なほ有効なるを以つて法律上永代借地権と稱する一種の權利を認め、且、其の權利の移轉に關する地券の裏書は舊岡士に代りて地方長官に於いてし、普通の不動産登記法を適用せられず、又、民法施行法に於いても其の第四十五條及び第六十條の如き規定をも設けらるゝに隨ひて永代借地権の移轉及び登記に關し諸種の法律命令を公布せられたるも其の數々を一にして足らざるを以つて一々茲に細説せず、

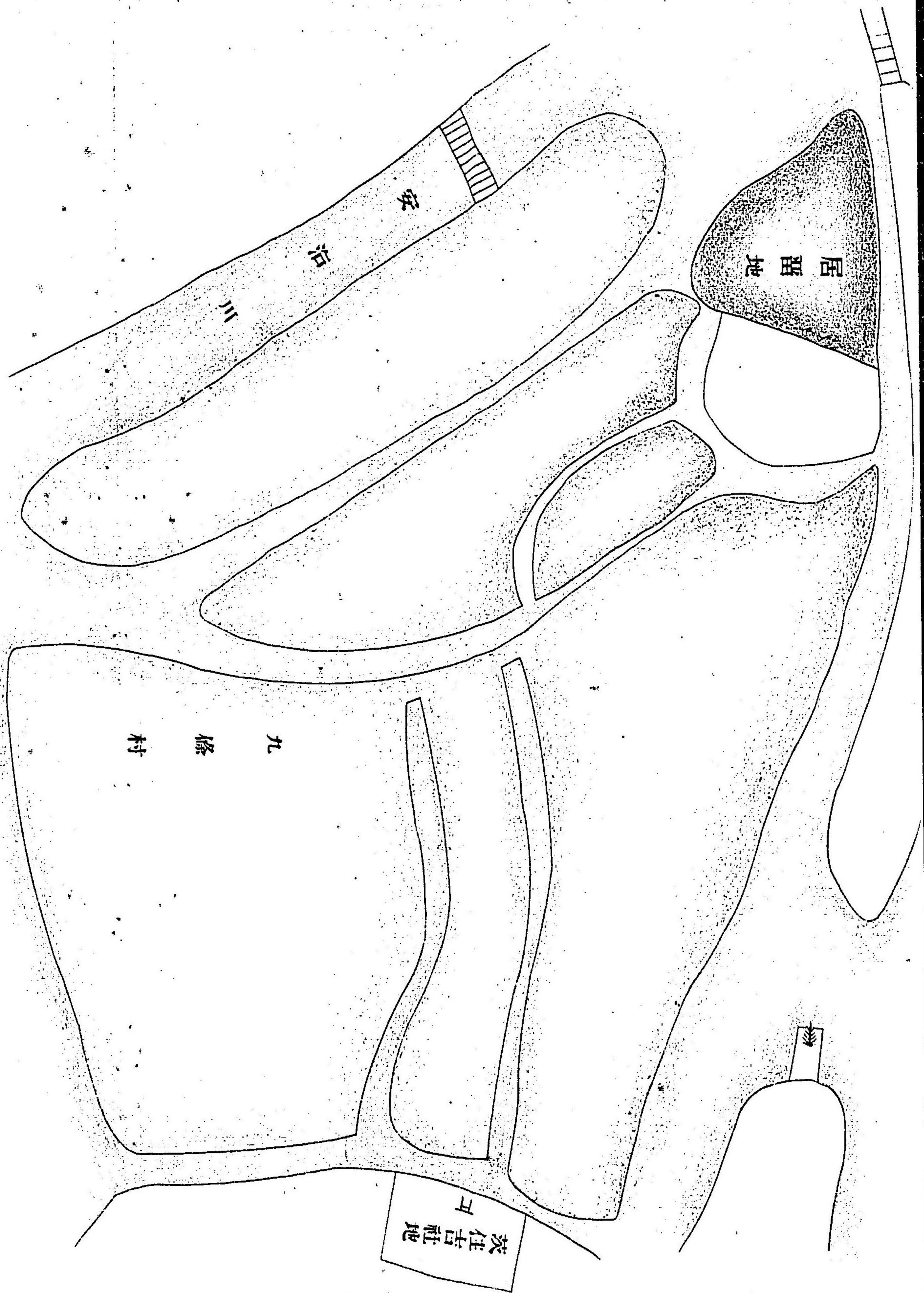
又舊條約實施の時代に在りては居留地の外雜居地と稱するものゝ設けありき、是れ亦慶應三年の取極書に依り別紙略圖の地域を劃定せり、其の條文は左の如し、但、改正條約實施後は雜居地は當然消滅せしむ後世參考の爲、左に之れを掲ぐ、

第三條條約通り大阪ニ於テ外國人家ヲ借り住居スヘキ一區ノ場所即チ別紙圖面中紅色ニ彩色セシ所ハ日本政府ニ殘シ置クヘシ然レモ區内ニテ家屋ヲ所持スル日本人之ヲ外國人ニ貸スコトヲ好マサル時ハ無理ニ貸サシムルコトヲ爲サス且ツ又日本政府ニ於テ條約濟ノ各國人民大阪港ニ於テ地面ヲ借り家屋ヲ建ツヘキ便利ヲ與ヘンコトヲ欲スレハ繪圖面中藍色ニ彩色セシ場所ヲ家屋建造ノ爲メ日本政府ヨリ外國人ニ貸與フヘシ日本政府ハ右地面ノ西邊ニ在ル今農業耕作ノ地所ヲ他ノ地面ト平均ニ築立テ石垣ヲ設ケ要用ノ道路ヲ開キ下水ヲ掘リ在來ノ樹木ハ精々注意シテ其儘ニ存スヘシ

又居留地外北區富島町八十三番官有地六百十五坪は佛國天主堂敷地として貸渡しあり、右は明治二

年同六年の約定に仍り無期限にて一坪年額一分銀一個の借地料なりしが現今は一坪に付き通貨二十五錢となれり。其の他慶應三年の取極書第十一條に依り西區池山町に面積一千八百十坪六合七勺の外國人墓地の設置あり而して其の維持保存は居留地外國人の負擔なりしが改正條約實施の際居留地會議に於いて該墓地は土地卑濕位置不適當なるに因り他に移轉せしめられたしとの希望ありしを以つて、大阪市に於いて東成郡天王寺村に新墓地を造營することとなり、隨ひて現今の墓地は明治三十二年勅令第二百七十四號に依り明治三十四年十月政府は之れを同市へ讓與し現今は市の營造物として管理せり。





第二款 土地所有權 附登記法

土地は古昔人民の所有權を認めず只名請地と稱し年貢を上納したるものなれば隨ひて之れが賣買を禁せられ若密かに田畑を賣買するものありて露顯するときは賣買人は固より其の證人及び名主に至るまで等しく嚴刑に處せらるゝ定法ありき(寛永二十年)しかのみならず土地質入書入證文に年季なく又は受戻すべき文言書入れなき時と雖時に永代賣買の刑罰に準じ處刑せらるゝより舊來の慣行として讓受讓渡等の稱を用ひ庄屋年寄の奥印を受くるの例なりしが維新後百事釐革を加へらるゝに際し明治五年二月第五十號布達を以つて一般人民が土地所有の權利を認められ茲に初めて土地賣買の自由を許されたり而して同年二月第二十五號布達を以つて別に地券の制を設け該證券により所有者及び權利の移轉を證明するに至れり左に掲ぐるものは同八年十一月改正せられたる地券の雛形なりとす。

表

大日本帝國

地券

何國何郡何村何檢何番
何國何郡何村
何國何郡何村

一宅耕地何反何畝步 持主何 某

此地價何程
此百分の三
金何程

外何畝步
但此荒地千支年より千支
年迄何年

五分三寸七釐原給但色藍共紋地及齒邊原輪面表

面

府

右検査之上授與之

年月日 何府知事 苗字 名

原五分七寸九釐

裏

日本帝國ノ人民土地ヲ所有スルモノハ必ラス此券ヲ有スベシ

日本帝國外ノ人民ハ此土地ヲ所有スルノ權利ナキ者トス故ニ何等ノ事由ア

ルモ日本政府ハ地主即チ名前ノ所有ト認ムベシ

日本人民ノ此券狀ヲ有スルモノハ其土地ヲ適意ニ所用シ又ハ土地ヲ所有シ

得ヘキヲ得ベシ賣買、讓渡、質入、借入等ヲ爲サントスルモノハ誰テ其

規則ヲ遵守スベシ若シ其規則ニ因ラズシテ此券狀ヲ有スルトモ其權利ヲ得

面

ザルモノトス

表 面 輪 席 墨 色 七 寸 二 分 九 釐 六 分

又爾來土地の賣買、質入、借入等に付きては所轄戸長役場に於いて公認し地券の書換を要するときは戸長の奥書、御印を請け府知事若しくは縣令に出願する規定なりしが、同十二年地方郡役所の設置せられてより、渾べて郡區長に於いて土地臺帳に登録する事となれり、而して同十九年一月法律第一號を

以つて登記法を公布せられ登記事務は爾後治安裁判所に於いて取扱ふ事となりたれども、其の遼隔の地に在りては郡區役所及び他司法大臣の指定する所に於いて處理する事となり、同十二年(法律第十號)三號(舊來地券の制廢せられ)登記法取扱規則を定めらる(同三十二年二月法律第二十四號)により不動産登記法制定せられ同法の完備してより各地方の區裁判所出張所并に登記所の管轄に移り不動産等の登記一切に關する渾ての事務は爾來同衙に於いて取扱ふ事となれり、是れ即現今行はれつゝある規定なりとす。

第三款 上土權

土地を所有するものを地主と云ひ之れを借受け耘作するものを小作人といふ、而して小作には直小作、別小作、永小作、名田小作、家守小作、入小作の種々ありて其の貸借は地主小作人間相互の契約により其の關係を異にすと雖これを概括せば永小作、年季小作、普通小作の三種に外ならざるが如し、此の永小作と稱するは舊昔地主が水面、附洲、濱地、荒蕪地等を開墾するに當り或ひは小作者に永世小作貸の約束を以つて勞働を盡さしめ、或ひは費用の幾部を負擔せしめたるもの、或ひは普通小作にして二十箇年以上繼續したるもの專これに屬し、小作人が賃租作徳を不納するにあらざるよりは地主は其の小作株を取上ぐる事を得ざるものなりき、又、年季小作と稱するは其の年季を限り貸借契約したるものにして其の關係も前者と略同一なり、尙普通小作と稱するは一般多く行はるゝ契約にして、地主が適宜小作株を與奪するの自由を約するを以つて其の斷續は年季の如何に拘はらざるもの多し、大阪市の西部海灣に面するの地は舊幕以來の開墾地にして土地平衍の中に處し其の間安治、木津、尻無の諸流支派川之れを貫流するありて水運灌漑に便なれども其の低濕なるは(別項凡繩地に題す)

土地竝に水面

上古の海濱なりしもの逐年土沙を游流して陸地と變せしに因れり而して之れが開發に付きては前項指摘する如く各地主小作人間の關係甚淺からざるもの有りて古來小作者は自己借地内に係る耕地の一部又は全郡の小作株を存續して子孫に傳へ或ひは今に至るまで甲より乙に傳へ亦丙に譲り丙また相尋いで丁に賣る等轉讓渡する事數十年の久しきに涉り而も賣買者以つて怪しまず地主また是れを咎めざるより俗に之れを上土權と唱へ地盤は舊新田地主の所有なるにも拘はらず土壌は小作人が自由の權利を有するものとして賣買し來たりしも明治三十二年偶々此の地を大阪市街に編入せられ且近時大阪築港の起工せらるゝ在りて市街はをのづから其の地勢を一變し人家次第に西方に遍するに至りしより舊時廣漠にして鷗嶋及び鬼火夜哭するの田野も忽市民が盛饒を夢みるの地となり其の前年に至るまで一反歩僅に百圓内外の地價を保ちしもの今や頓に暴騰して壹坪四圓乃至八圓の聲價を有するに至れり而して利に趨るは人情の常なるより多年其の地權を放任して顧るに暇なかりし地主は土地の自由を擅行せんとし小作者は地主の壟斷に委せざらんとして茲に喧擾紛議を醸し其の局去る三十二年十月新市街地續き沿岸舊十八箇町村小作人の大部は一致して地主を相手取り永小作權確認の訴訟を提起するに至れり而して該件は目下繼争中に係るを以つて其の歸着する所を識る能はざれども本件裁決の如何によりては世上小作人の權議消長に關する事尠少にあらざるべし。

第四款 凡繩請地

古より維新初年に至るまで凡繩請地(凡繩は又大繩と書す。蓋精蝦の丈並を爲す。概測に)と稱するものあり今其の起源を釋ぬるに抑幕政の初に在りては大阪瀕海の地淀川沿流の土沙を受け數多の洲

渚諸所に散在して茫たる汀澤を形成するものあり而して纔に居を下するに足るを見れば村民相聚りて草萊を薊り隣を結ぶものありて次第に陸地を聯拘すと雖地勢の高低甚不等にして沮洳の地ある事多かりき是を以つて三郷開市以來大いに閭巷を起し瓦礫石土の類は専これを西部海濱に投棄し高低の地漸不均を得て大阪の地は一大更革を來たししが而も爾來歳を経るに隨ひ新たなる浮洲海面に現出し人家また次第に西南に繁殖するを以つて之れが開發の方策として初めて凡繩開墾地の制により之れを開拓せしむるに至れり而して其の方法は或ひは河川の寄洲及び池沼等專閑散の地にして荒廢し或ひは海邊の地にして土沙次第に游滯し逐年浮洲を現はす所は其の周圍の地勢に鑑み水利灌溉に支障なき地域を限りて地頭又は代官より民間に拂下げ數年の後これが收獲を見るに至らば新檢を行ひ有租高入地に編入するの法なり而して其の開墾の方法に至りては一に請地人の自由に任じ民間埋立又は開發權を賣買する事ありと雖請地後數十年を経て尙開發の見込立たざるものは時に之れを沒收し更に庶民に公賣して開墾せしめたるが如き事ありき。

今古來管内に於ける此等凡繩地の事蹟を見るに大小無數にして一々枚舉するに遑あらざるべし而して舊記類は多く散送し且區々に涉り到底各郡に及ぼして均しく收纂する能はざるを以つて近時大阪市西區に編入せられたる地にして古來の凡繩開墾地と認むべき者のみを掲げ以つて其の沿革を窺ふべき一斑に資せんとす。

市岡町

地域

東四十二町三十間
南北十五町

當地はもと西成郡九條村濱海の寄洲たりしを元祿十一年伊勢桑名の入市岡與左衛門と云へるもの幕府の許可を受け田地約百十六町歩を開墾せしに始まり降りて寛永二年六月に至り之れを大阪の人和田鶴に賣却し爾後和田の寶曆八年明和元年同二年安永六年天保六年嘉永四年の六回に於いて

増墾したるもの即現今の地域にして、もと市岡新田と稱せしが近時人戸の蕃殖するに伴なひ之れを大阪市西區に編入して更に市岡町と改稱し、其の東部九條町に接する一部は運河株式會社、運河川岸濱地等に賣却して之れを境川町と稱せり。

池山町 地域 東西三丁五十三間
南北一丁五十二間

此の地は市岡町の北、安治川左岸に在り、貞享元年安治川開墾に際し専ら濠土沙を投棄せしより漸附洲を形勢し、且、濠深の土沙堆んで小丘を爲すもの之れを瑞軒山また波除山と稱せしが寶曆八年西成郡九條村の住民池山新兵衛と云へる者官許を得て其の周圍を開墾し、後、明和三年と明治元年との兩度に於いて田地若干歩を増墾して池山新田と稱せしが近時之れを大阪市西區に編入して池山町と改稱せり、而して瑞軒山と稱するは約三反五畝歩の丘阜にして多少の樹木繁茂し、維新初年に至る迄幕府の管林に屬せしが明治七年士族の家祿奉還に際し之れを賣却して今は遂に池山町に屬せり。

木屋町 地域 東西三丁十一間
南北一丁四十八間

此の地は寶曆八年木屋彌平次と稱する者幕府の許可を受けて開墾し、明治三年九月代官飯塚伊兵衛の時高入有租地となりて木屋新田と稱せしが近時之れを大阪市西區に編入して木屋町と改稱せり。

湊屋町 地域 東西四丁〇六間
南北三丁四十八間

安治川左岸木屋町の西部に位し、往時大阪海門の寄洲たりしを寶曆四年湊屋吉左衛門と稱するもの官許を得て開墾に着手し、明和八年、安永五年、天保十三年、同十四年の五回に於いて増墾したるもの即此の地なり、其の間漸次に人家を建設して一小村落を形成し、爾來之れを湊屋新田と稱せしが近年大阪市西區に編入して湊屋町に改稱せり、而して同地内舊代地場と稱するは明和年中六軒屋川を開墾するに當り其の川敷地として西成郡六軒屋、四貫島、春日出の三新田田地を潰割したるより其の代地

として該土砂捨場を與へ開發せしめしより此の名ありと云ふ、明治十年遂に湊屋新田に合併せり。

石田町 地域 東西三丁四十五間
南北三丁十五間

此の地はもと湊屋新田の寄地たりしも明和元年豊島郡(今の豊島郡の内)方田村石田三右衛門と稱する者官許を受け多くの私財を投じて堤防水門を設け同五年に至り全部竣工するや自己の姓を用ひて石田新田と稱せしものなり、近時また之れを大阪市西區に編入して石田町と改稱せり。

田中町 地域 東西七丁二十間
南北七丁十四間

もと市岡、石田、雨新田の寄洲地たり、安永五年大阪の人田中又兵衛といへるもの幕府に地代銀を納めて開墾に著手し、同七年に至り竣工し、爾來、田中新田と稱せしが近時之れを大阪市西區に編入して田中町と稱せり。

新池田町 地域 東西六丁四十八間
南北十二丁五十二間

此の地は西成郡九條村住民段屋正七の凡繩請地にして、文政十二年開墾に著手し、天保元年に至り竣功し、爾來之れを池田新田と稱せしが近時之れを大阪市西區に編入するに及びて更に新池田町と稱せり。

八幡屋町 地域 東西八町
南北十町四十五間

安治川左岸下流に在りて西は天保町に隣せり、もと寄洲にして芦葦叢生地なりしを文政十二年八月大阪唐物町八幡屋忠兵衛と云へるもの官許を得て之れを開墾し、爾來屋號を用ひて八幡屋新田と稱し、近時之れを大阪市西區に編入するに及びて八幡町と改稱せり。

天保町 地域 東西二丁三十間
南北三丁

もと牛ヶ瀬と稱する海崎にして安治川の葦原なりしが、天保元年大河濫に際し幕府の命により大阪

三郷町(南組北組)町民協力して大阪諸川浚渫の土砂を此の地に投棄せしもの次第に堆積して終に一の丘阜を形成せしかば名づけて天保山(又曰標山)と稱し樹木花卉を植ゑ燈臺を設けて船舶運航の目標となしまた二三茶亭の存せしが由來四圍環海風景絶美の地たるを以つて次第に人烟稠密し後天保町と呼びて大阪町の一部に屬せり然れども元治元年砲臺築設に際し妨あるを以つて崩壊し或ひは樹木を伐採せしにより今や漸平坦の地となれり。

北福崎町 地域 東四五丁三十四間 南北八丁五十九間

此の地は尻無川の下流市岡町の西南に位し文政十二年大阪京町堀の福崎孫四郎と稱するもの官許を得て開墾に着手し天保六年に至りて竣功せしもの即この地なり爾來北福崎新田と稱せしが近時之れを大阪市西區に編入して北福崎町と改稱せり。

南福崎町 地域 東四四丁三十五間 南北五丁三十二間

尻無川左岸下流に在りて北福崎町の西部に位せりもと大阪海門の寄洲たりしが弘化元年攝津國菟原郡(現今の内武)御影東明村の柴屋孫四郎と云へる者初めて此の地を開墾し初柴田新田と稱せしが後これを南福崎新田と改稱せり明治四年五月暴風怒濤のため耕田全部潰流して荒地となり幾に堤蹟を認むるのみなりしが軌近末野與右衛門と稱するもの、所有に移り現今欽下年期中にして明治三十八年を限り再墾すべきものたり先年來大阪市西區に編入せられ南福崎町と稱せり。

岩崎町 地域 東四三丁二十五間 南北一丁三十八間

西區松島町の南木津川尻無川の間に在りもと西成郡九條村に屬する芦原なりしを安永二年九條村葭屋仁右衛門といへるもの官許を得て開發せしものにして岩崎新田と稱せしが近時之れを大阪市西區に編入して岩崎町と改めたり。

泉尾町 地域 東四十二丁五間 南北十丁十九間

尻無川の左岸三軒屋町の西南に位し廣藪市岡町に亞ぐ廣瀨の地たり元祿十一年八月和泉國大島郡(現今の内泉)踞尾村住北村六右衛門の開發に係り國名と村名との一字を取りて泉尾新田と稱せしが寶永四年十月海瀨の爲堤防耕地を流亡して大いに地形を潰缺したるより之れが修治に力を盡し漸舊形に復せりと云ふ現今大阪市西區に編入して泉尾町と改稱せり。

三軒屋上之町 地域 東四六丁〇七間 南北四丁四十五間

此の地はもと木津川流末の一小島嶼なりしを慶長年中西成郡木津村住中村勘助といへるもの官許を得て開拓せしものにして俗に勘助島と稱し西成郡に屬せしが明治元年更に三軒屋村と改稱し近時また大阪市西區に編入して三軒屋上之町と改稱せり。

三軒屋下之町 地域 東四四十五間 南北八丁〇九間

もと三軒屋村の堤外芦立場にして元治年中西成郡難波村漁夫助右衛門外二名此の地に住して漁業を營むや逐次人戸を増加し小村落をなして三軒屋町と云ひしが近時大阪市西區に編入して三軒屋下之町と稱せり。

新炭屋町 地域 東四一丁五十三間 南北四丁五十七間

此の地はもと尼ヶ崎屋又右衛門の凡繩請地たりしが爾來數十年を経てなほ開發の運に至らざるより寶曆七年東成郡千林村住岡島嘉平次といへるもの奮起して木津川尻無川間に渉る一帶の海面約百二十三町餘歩の地代金を官納し開發許可を得而して該水面の内七丁五反五畝十一歩は大阪瓦町住炭屋三郎兵衛に讓渡せられて炭屋新田と稱せられしが近時大阪市西區に編入して新炭屋町となれり。

千島町 地域 東四四丁廿三間 南北一丁四十間

此の地はもと尼ヶ崎屋又右衛門の請所地たりしを炭屋新田と同一の理由により岡島嘉平次更に之れを請地し明和五年同七年同八年安永元年同三年同九年の都合七回に於いて開發したるものなり。以前は村名と姓との各一字を用ひて千島新田と稱せしが近時大阪市西區に編入して千島町と改稱せり。

今木町 地域 東四二丁三十間 南北四丁廿八間

もと難波島に接する寄洲たりしを寶曆年中岡島嘉平次開墾に著手して明和七年安永二年同七年の三回に於いて開拓し天明年中に至り大阪御南通山崎善右衛門の所有地となり今木新田と稱せしが近時大阪市西區に編入するに及びて今木町と改めたり。

難波島元町 地域 東四五六間 南北三丁五十八間

此の地は古昔難波島と稱する海中の一小島にして百濟郡に屬せしが後西成郡に移り慶長以來村民此處に移住するもの多く遂に衆庶協力して幕府に地代金を納め開墾に従事せし故に又難波島地子の稱あり(地子は猶地代といふが如し。延寶年中青山大膳亮按地の時開墾記録類番官に入るといふ)また同地住民に氏原甚左衛門と云へる者あり寛永年中及び寶曆十年寶政五年の三回に於いて其の周圍若干を増墾せりといふ近時之れを大阪市西區に編入して難波島元町と改稱せり。

材木置場(木津川町)地域 東四一丁三十間 南北七丁

もと月正島と云ひ元祿十五年丁子屋八十七といへるもの之れを開墾し又一に材木置場と呼びき近時大阪市西區に編入して木津川町三丁目に入る。

中口町 地域 東四五十三間 南北四丁

此の地は難波島に續く寄洲たりしを安永元年土人中口勘右衛門といへるもの若干地を開發し後寛政に至り約二反五畝歩を増墾し併せて中口新田と稱せしが近時大阪市西區に編入して中口町と稱せり。

小林町 地域 東四五丁五十間 南北十二丁

當地はもと西尻無川流末の寄洲とたり天保元年六月西成郡千島新田岡島嘉平次の開墾にして同三年に至り竣工して小林新田と稱せしが嘉永七年海嘯のため大いに荒蕪せるを改修して舊形に復し近時大阪市西區に入りて小林町と云へり。

平尾町 地域 東四三十八間 南北六丁十九間

もと岡島嘉平次の請地たりしが後これを大阪江戸堀住平尾與左衛門に賣却し明和八年に至りて開發せられき爾來平尾新田の稱ありしが近時大阪市西區に編入するに際して平尾町とせり。

新千歳町 地域 東四四丁五十六間 南北十二丁三十三間

尻無川の左岸下流に在りて南は南恩加島町に界し西は築港埋立地に隣接せりもと文政十二年四月大阪在住葎屋正七といへるもの地代銀七貫九百九十二匁餘を納め此處に凡繩地約五十七町歩を請地せしが開發の運に至らずして弘化二年六月之れを西成郡長柄村住木下延太郎に譲り爾來同人は岡島嘉平次と共に協力して開墾に従事し名づけて千歳新田と稱せり明治五年五月暴風怒濤のため田園過半流亡して殆荒廢せんとせしを同十年に亘りて専修築を加へ漸故形に復するを得たりと云ふ近時大阪市西區に編入せられて新千歳町と改稱せり。

北恩加島町 地域 東四四丁二十六間 南北五丁五間

天保二年岡島嘉平次の開發に成れりもと代官岸武太夫此の擧を贊して恩加島新田と名せしが近時

大阪市西區に入るや北恩加島町と改稱せり。

南恩加島町 地域 東西十一丁二十八間
南北九丁五十二間

木津川下流右岸に位して西は築港埋立地に接せり。もと文政十二年四月大阪在住葺屋正七地代銀八貫九百九十五匁七厘を納めて凡繩地約七十丁歩を此の處に請地せしが開發の運に至らずして天保四年五月岡島嘉平次に讓渡せり。同人は因りて天保四年同七年同十四年弘化二年慶應元年明治四年の七回に於いて若干歩を増増したるもの即現在の地域にして近時大阪市西區に編入するに當りて南恩加島新田を改めて南恩加島町とせり。

西野上ノ町 地域 東西四丁五十間
南北三十間

もと西成郡九條村の堤外にして中津川の寄洲地たり。寶永二年九條村住池田某該所を開墾して西野新田と名づけ(池田某居住地の四方なる)近時大阪市西區に編入せられて西野上ノ町となれり。

西野下ノ町 地域 東西三十五間
南北十丁三十六間

此の地はもと安治川の寄洲地なりしを明和七年川床清左衛門といへるもの之れを開墾して六戸の家屋を建設せしより俗に六軒屋新田と稱せりとぞ(又一に川床氏の屋敷に因ると云ふ)近時大阪市西區に編入せられて西野下ノ町と改稱せり。

四貫島町 地域 東西十一丁
南北五丁十八間

此の地は淀川流末に於ける芦葦叢生地なりしを延寶年中農新七といへるもの同志六名と共に幕府に地代銀を納めて開拓せしものにて同五年檢地高入地となり四貫島村と稱せしが明和年中此の地の東部を割きて六軒屋川敷地となし近時大阪市西區に編入せられ四貫島町となれり。

春日出町 地域 東西七丁五間
南北七丁三十間

元祿十一年雜賀屋七兵衛といへるもの開墾に著手し十一月に至りて竣工し後享保十五年泉州堺の人倉野千代に賣却し寶曆十二年に至り更に同新田の南若干地を増墾し合せて春日出新田と稱せしが近時之れを大阪市西區に編入し春日出町と改稱せり。

島屋町 地域 東西十五丁三十五間
南北八丁二十間

正蓮寺川流末に至りて西は海灣に面し南は川岸町に界せり。もと寶曆年中西成郡恩貴島新田在住島屋市兵衛(姓を淺田といへるもの幕府の勸諭により凡繩請地として開墾に著手し明和六年に至り約六十九町餘反を成功して島屋新田と名づけ其の子島屋市兵衛また父の志を繼ぎ同新田に接する寄洲若干歩を請地し天保十四年に至り約四十八町餘反歩を開墾したるもの即島屋新田新開地と稱し弘化四年檢地高入地となりしが明治四年五月暴風怒濤のため堤防破壊して其の大部を潰流せしより同八年九月に涉りて之れを修築し漸原狀に復するを得たり。而して本新田の全部は其の後住友吉左衛門に賣却せり。近時大阪市西區に入り島屋町と稱せり。

川岸町 地域 東西十四丁
南北二丁

もと春日出新田の附洲たりしが明和年中市岡新田の平野屋忠助といへるもの官許を得て開墾に着手し安永元年に至り竣工して南新田と稱せり。後文政九年大阪玉水町島屋市五郎に賣却し天保十一年更に二十町歩を増墾したるものを併はて現在の地域と爲れり。近時之れを大阪市西區に編入し川岸町と改稱せり。

恩貴北ノ町 地域 東西八丁二十間
南北三丁〇二間

此の地は元祿年中大阪在住大宮仁左衛門といへるもの開發に係り同十五年檢地高入地となり沖島新田と稱し後寶曆二年大阪玉造住島屋市兵衛に讓渡せり。然るに幾干もなくして中津川沿岸の村

民水利の障礙を唱へしより同九年正蓮寺川開鑿の工起り爲に其の中央部は新川敷地となりて南北の二ヶ地分隔せられ以つて現在の地形を爲せり。安永七年地名を恩貴島新田と改めしが、近時大市西區に編入して恩貴島北ノ町と稱せり。

秀野町 地域 東四九丁十五間 南北四十八間、
當地はもと秀野新田と稱し、明和二年大阪在住島屋徳兵衛といへるもの官許を得て之れを開墾し、後安永年中に至り北傳法村附洲を開墾して秀野新田字繼ヶ崎と名づけしが、近時市街編入に際し、此地は西成郡傳法村に屬し前者は大阪市西區に入りて秀野町となれり。

西島町 地域 東四十四丁四十間 南北二十丁五十間
寛文十二年大阪の多羅尾七郎右衛門といへるもの開墾に係り延寶六年檢地高入となり西島新田と呼ばしが、天保三年中津川上流の諸村水利の障礙を唱へしより幕府に没せられ其の後安治川の開鑿ありてより更に該地の下戻を出願し許可を得て開墾したるもの即現今の地なり。近時淀川改良工事施行のため其の一部は川敷となり稍その地積を減じ大阪市西區に編入せられ西島町と改稱せり。

常吉町 地域 東四丁 南北三丁四十間
此の地はもと西島新田の寄洲たりしを嘉永年中西成郡南方村の農庄左衛門といへるもの官許を得て之れを開墾し同六年檢地有租地となり常吉新田と稱せしが、近時大阪市西區に編入して常吉町と改稱せり。

第五款 地租改正 附地價修正地押調査

吾が國地租の制は古來幾多の變遷を経て賦課方法を異にし、或ひは面積法を用ひ或ひは七公三民五

公五民と稱するが如き割合を以つて收獲の歩合により米納せしめし事あれども、元來此の方法たる種々の弊害を生じ、且領主の寛嚴により輕重其の度を異にし頗公平を缺くの嫌なき能はず。是を以つて明治維新の更革に際し之れが改正を要せしと雖此等多年の慣習をして一朝に變動せしむるが如きは事甚至難の業に屬するを以つて明治元年八月太政官布告により全國の税法は姑らく舊慣に恐らしむべき旨定められ同六年七月に至り第二百七十二號布告を以つて從來の田畑貢納の法を全廢し更に土地の良否を檢定し、全國の地價を定め、其の百分の三を以つて地租率とし、且土地の所有者に對し沽券を下付(地租改正後地券に改めらる)せられ、又從前官廳并に郡村の費用等を地租に課し徵收し來たりたるものを廢して之れを地價に賦課する事とし其の金額は本稅三分の一より超過すべからざる旨を定められ新に地租税法の一大革新を見るに至れり。然して逐年世態の變遷に伴ひ物價の變動を參酌し之れが權衡を量らざるべからざるが故に明治七年五月第五十三號布告を以つて地租改正後地價の實際に増減を生ずる事在りとも改正の年より向ふ五箇年間は之れを變更せず當初定めたる地價により徵稅すべき旨を追加せられ、而して同十年一月第一號布告を以つて地租を減じ地價百分の二分五厘と改正あり、同十三年五月第二十五號布告により七年第五十三號布告の地租改正後五年据置き(の地價は尙明治十八年迄据置改正を延期する事となり、後明治十七年三月第七號布告を以つて從前地租改正條例及び地租改正に關する條規等を全廢し新たに地租條例を制定せられ、是れ即現行法なり)降りて明治二十二年三月法律第十三號を以つて從來の地券を廢し、地租は土地臺帳に登録したる地價により其の記名者より之れを徵收することとなり前令中の改正を加へられ、同年八月法律第二十二號を以つて特別地價の修正を行ひ明治三十一年十二月法律第三十一號を以つて二たび田畑地價の修正あり、續いで第三十二號法律を以つて同三十二年度より同三十六年度

迄全國一般の地租は地價の千分の八市街宅地々租は地價百分の二箇半を増徴すべき旨公布せられ、爾來今なほ繼續年期中に在り之れを地租沿革の主要とす。

今本府管内舊大阪府及び舊堺縣共に於ける維新初年の課税法並に前文法令に基づき屢施行せられし地價修正地押調査の梗概を擧ぐれば左の如し。

抑明治初年の頃は幕領寺社領藩領采地等種々の領地に分割せられ其の内封を管内に置くもの攝津國高槻に永井(直諒)氏、同國麻田に青木(重義)氏、河内國狹山に北條(氏恭)氏、同國丹南に高木(正善)氏、和泉國岸和田に岡部(長職)氏、同國伯太に渡邊(章綱)氏、同國吉見に遠藤(胤城)氏等あり、其の外區々の領地に分割せられ租税賦課法の如きは素より一様ならざれども、假に輕重の歩合を概算せば其の輕税に屬するもの約十分の七部を占め稍重きもの其の三部に居り、殊に薄歛なるは幕領にして西成東成の二郡之れに隸せり。(蓋、西成郡は新開の地多く、東成郡は古米)河内丹南領は永定免にして正租一石に付き口米三外込米五外を課し、定米額二十分の十三を米納とし其の七部を金納せしめ、而して凶歲破免を請ふあれば該米納の分は勉めて完納せしめ、金納の歲部を許す慣例あり、岸和田領も亦定免にして正租一石に付き口米三外込米二外一合を課せり、其の他各領とも準べて定免にして凶歲破免檢見を爲すこと皆大同小異なりき。

明治六年七月地租改正の令出で總べて舊來の税法を廢せられたるより全國土地調査の要起り、本府は同七年一月まづ河内高安郡の調査に着手し尋いで各郡を査定し同十二年十一月に至りて完了せり、其の方法は全村通番を用ひて丈量し、地圖は每一筆、一字、一村の三種に作らしめ、地積の實を得るを以つて主眼とし十字法及び三斜法等の法術を適用し、專町村戸長總代の手に於いて丈量せしめ、稅務官吏は之れに立會せり、又市街地は毎町其の周圍を量りて總坪數を求め、然る後毎宅地を丈量し其の

總積と疊の坪數と相吻合するを要し、土地の盛衰商工の繁閑等を考察して先その摸範地の等位を定め之れを標準として各町の等級を詮定せり、其の結果田畑宅地にして得たる反別、地價、地租の舊大阪府下に屬するもの(攝津七郡)總反別二萬七千八百八十一町七反六畝步二合六夕、地價金貳千三百參拾九萬參千八百參拾貳圓七拾九錢九厘、此地租金七拾萬一千八百拾四圓九拾八錢九厘、舊堺縣に屬するもの(和泉、河内、二十郡)總反別四萬九千九百九十四町九反二畝六步二合九夕、地價金參千五百七拾八萬四千〇拾貳圓四拾四錢七厘、此地租金百〇七萬參千五百貳拾圓參拾七錢五厘にして之れを前三箇年平均地租實收額に比すれば舊大阪府管下に於いて新租金五萬四千四百五拾壹圓餘を増加し舊堺縣管下に於いて新租金六千參百四拾四圓を減少せり。

明治十七年三月地租條例の改正あり、隨ひて管内の脫落地并に地目變換地等の精査を要すべきものなるを以つて翌十八年十二月各郡町村に土地整理委員を置き、地押調査に着手し翌二十年十二月に至りて完了せり、其の檢定成績は大概左表の如し。

種目	反別	地價	地租
脫落地	九〇四、九四三	八〇、九四八、四七四	二、〇二四、五〇一
有租地組替免租地	六、三三〇	二、六三一、三四八	六五、七八七
免租地組替有租地	六一、九三〇	三二、八二五、四五六	七九五、七〇九
内書水掘地及び水路無年期開墾地	五七二四	一三、二五五、六五〇	三三二、四三二
種目	元反別	變換反別	元地價
地目變換	二〇五、二五四	二〇四、三三六	一八五、三三九
地價修正	二〇五、二五四	二〇四、三三六	一八五、三三九
無年期開墾地	二六六、三三二	二六六、三三二	二六六、三三二
地租	元地租	修正地租	差引租額
地租	二〇七、八二六	二〇七、八二六	二〇七、八二六
地租	二〇七、八二六	二〇七、八二六	二〇七、八二六

土地並に水面 地租改正の沿革

種目 増之部 減之部 差列増租

反別地價地租 反別地價地租

八五、一〇四 三三、三三三 九、六四三 二、八八五 一、三六三 三、四三二 六、〇九六

地價は土地の良否と收穫の多寡とに應じ公平平均ならざるべからざるにも拘はらず、地租改正の處分たる維新後日尙淺く勿々の際にして全國各地輕重其の衡を得ざるもの少なからざるを以つて地價修正の必要を認め明治二十年七月田租特別減額處分を稟請し、大藏省主税官本府に出張協議のうへ各郡町村田畑一筆毎に査定し地價修正を行ひき、而して其の結果地租の減額したるもの攝津七郡にして金一萬八千六百十八圓四十八錢六厘和泉四郡にして金一萬二千二百二十二圓十六錢二厘河内十六郡にして二萬三千六百八十四圓九十九錢八厘總計五萬四千五百二十五圓六十四錢なりとす。爾後亦二十二年八月法律第二十二號を以つて特別地價の修正あり、大藏大臣より地租改正後多年の實歴に徴し田畑の地價据置きに堪へずと認むるものに限り此の際特に修正を加ふべき旨訓令ありたるより本府は又管内地價修正の取調委員を置き爾來調査を急ぎ翌二十三年三月取調完結して左表の如き成績を示せり。

種目	反別	地價	地租	減租歩合
廿一年額	内	四三、一四四、一七〇、五二三	一、〇五三、六四二、九三三	一、六四七
	外	一、一三三、三九二	二七、八三三	
田修正額	内	三、五二〇、五九二、九二〇	八八〇、〇三九、九五七	一、七〇五
	外	九六一、七六〇	二四、〇四四	
差引減	内	六、九四二、五七七、五九三	一、七三三、〇〇二、九八七	一、七〇五
	外	三二五、八六六	三、七九一	

種目	反別	地價	地租	減租歩合
廿一年額	内	七、八二六、六四三、一九〇	一九五、六七六、六八八	二、〇一九
	外	一、七三三、一〇五	四、三三八	
畑修正額	内	六、二四六、三〇四、四二〇	一、五六一、五七〇、〇〇六	二、〇一九
	外	一、五三三、九二〇	三、八四八	
差引減	内	一、五八〇、三三八、七七〇	三九、五一九、六八二	二、〇一九
	外	三三八、七七〇	四八〇	
廿一年額	内	四九、九七〇、八一三、七〇三	一、二四九、三一九、六三三	一、七〇五
	外	一、二八六、四九七	三三、九一三	
計修正額	内	四一、四四七、八九七、三四〇	一、〇三六、一九六、九六三	一、七〇五
	外	一、一三〇、〇〇〇	二七、八九二	
差引減	内	八、五二二、九一六、三六三	二、三三二、二二六、六六〇	一、七〇五
	外	一、一三〇、〇〇〇	四、二七一	

備考 表中各欄内の數字頭内の字を冠したるは兵庫縣及び奈良縣所屬より本府に編入したるものなり。

明治三十一年十二月法律第三十一號を以つて田畑地價の修正を加へられ、同年法律第三十二號を以つて同三十二年度より同三十六年度迄地租は地價の千分の八、市街宅地々租は地價百分の二、簡半を増徴すべき旨公布せられたるより其の調査を行ひ現今地租増徴しつゝ在る左表の如し。

市郡別	元地租額	修正地租額	増徴地租額
大阪市	一五、六三五、四四五	一三、二四二、九〇四	四、三三七、二二六
堺市	三、一二七	二、五六〇	〇、八二二

土地並に水面

市郡別	元地租額	修正地租額	増徴地租額
西成郡	三六、四七四、五四〇	三〇、六三八、〇四七	九、八〇三、四三七
東成郡	五三、七三二、九三六	四一、六九七、〇九七	一一、三四〇、四〇二
豊能郡	六〇、〇〇〇、六三六	四四、一六〇、四九四	一五、〇八九、五九七
三島郡	一三三、三三五、七八六	一〇五、一九三、九八一	七三、六五九、五〇三
泉北郡	八五、八七〇、四三二	七〇、四一五、七六三	二二、五二八、二〇一
泉南郡	一一二、九九一、五六二	九二、六五六、九九一	二九、六四三、二五一
南河内郡	一三五、八四五、三〇四	一〇八、九四九、四七〇	三四、八五八、〇一七
中河内郡	一〇四、三七九、六八〇	八三、六一〇、六二六	二六、七四九、九三五
北河内郡	一三四、九二一、六五九	一〇七、九三六、四七七	三四、五三五、四六三
總計	八一三、一九二、一一三	七〇一、五〇四、三三〇	二三四、四四五、八五二
市郡別	元地租額	修正地租額	増徴地租額
大坂市	一一、〇二三、〇五一	八、七五九、四二六	二、八〇一、九五〇
堺市	二七四、八六一	二〇八、四六二	六六、五七四
西成郡	一七、八一九、三九一	一一、六三三、八二八	四、〇四二、三〇二
東成郡	一八、二六九、〇四八	一四、〇八五、六九一	四、五〇六、五四六
豊能郡	七、六〇六、四一八	五、五二九、六九七	一、七六七、五三一
三島郡	四、〇七三、二四七	三、〇九一、五八二	九八六、二〇二
泉北郡	二〇、一四五、三二九	一四、七四七、八二六	四、七一四、六六六

種目	元地租額	増徴地租額
泉南郡	一一、六五五、一八三	二、八〇〇、五二九
南河内郡	一一、五五九、六八六	二、七二二、六二六
中河内郡	三七、三二七、四六八	八、五七三、九二五
北河内郡	九、〇二〇、六八四	二、一三五、〇九二
總計	一四八、七七四、三六六	三五、一一七、九四三
郡村宅地	八一、六三二、八九四	二六、一一七、八九五
市街宅地	一一五、五五三、四三一	一一五、五五九、七〇九
池沼	一五一、八〇四	四八、一八九
山林	八、五六五、四六一	二、七二四、九四〇
原野	三一八、五〇八	〇〇、九〇四
雑種地	二四〇、〇〇四	七六、三五一
總計	二二六、四六一、一六二	一五四、六二七、一七九

第六款 官有土地水面之使用

凡官有の土地水面には公有と私有との區別あり其の直接公共の用に供するものを公有とし其の他を私有とし公有に屬するものは國の權力關係により處分せられ私有に屬するものは私權の關係となれり而して舊時に在りては此の如き區別あらざりしが近時法制の進歩に伴ひ如上の區別あるに至れり。

水面の使用。古來或ひは河川敷地并に流水面使用の許可を受けて種々の工作物を設け或ひは濱地附洲荒蕪地等を賃借して私人が使用の目的に供するもの少なからず。殊に大阪府の如きは其の中央淀川の貫流するありて左右幾多の支派川を分合するより或ひは船舶碇繋に便し或ひは竹木浮場に充て或ひは棧橋を架して貨物の積卸に便し或ひは染物洗場に供用する等細大無盡の利便を與ふるものは延いて大阪商工業の盛運を促したる一因なりと云ふを得べし。

舊幕政以來土地水面の貸下げに付きては其の使用の目約及び地積の多少に準じ相當の料金を徴收して許可し來たりしが逐年人家稠密を加へ地幅益々狹隘を告ぐるに至りては次第に堪を河岸水面に仰ぐの有様となり、河川の一侧に掛出し工作物を建設するもの又は小廻船料理船等の碇繋所として使用するもの少なからず、彼の蠟船川魚船と稱する水上割烹の營業を爲すが如き其他河川の利用に付きては他に多く其の類を見ざる所なりとす。而して河川法の施行以前に在りては使用は通常内務大臣の認可を受け地方廳に於いて處分するの例なりしが、地盤の官有に屬する道路堤塘並に木敷の三種は府縣及び市町村に於いて之れが費用を負擔するものに限り明治二十四年内務省訓令第四百六十二號により府縣知事の認可を受け市町村に於いて使用の處分を爲し、該使用料及び堤塘道路用悪水路土居敷等に屬する竹木其他の収益とも府縣及び市町村の收入に歸せしめ、其の他は皆國庫の收入となれり。然れども河川法の如き特別の法令あるものは此の限外に屬し、河川敷地及び流水の占用料其他の収益(土砂利竹)は同法第四十二條の規定に依り總べて府縣の收入に歸屬すれども、同法により支派川と認定し又は同法の規定を準用したる河川にして市町村其他公共團體の負擔を以つて維持保存せる河川の収益もまた皆府縣の收入とする時は管に前記訓令第四百六十二號(河川に關係なき河川)との權衡を得ざるのみならず河川の収益は費用負擔の公共團體の所得と爲す

を妥當なりと認め、本府は河川法第四條に依り特別の規定を設け支派川に付いては明治三十一年五月府令第三十九號、準用河川に付いては同三十四年五月府令第六十九號を以つて其の費用を負擔する公共團體の收入に歸せしむることとし、其の他は總べて府の收入とせり。現今府の收入に屬する占用の種類及び料金額を上ぐれば別表記載の如し。

河川の占用とは法律上河川其の物の目的に反する利用にして使用とは河川の目的に隨ふ利用を云ふ。而して其の使用料としては近時東京市日本橋區馬喰町二丁目竹内善次郎外二名に對し許可したる大阪市内河川巡航汽船の營業に付き汽船一隻の料金額金貳圓を徴收するの外、いまだ他に使用料を徴收したる例なし。因云ふ、大阪市内河川巡航汽船の營業は陸上交通機關の缺點を補ふべく、且、來往者市中央道の利便に供するの計、道に於いて西區岩崎町に至るも、二は天津橋より土佐堀川を經由、北區天満橋より東區横堀川、道頓堀川を経て西區岩崎町に至るも、二は天津橋より土佐堀川を経て安治川に出で、富島町に至り、横堀川を経て南區湊町下大和橋に至り、第一航路を遊進するもの、其の三は北區渡邊橋及び肥後橋より西區横堀川を経て南區湊町下大和橋に至り、往復するもの、船は木造にして石油發動機を具ふる設計にして來たり。三十六年二月より巡航營業を開始する筈なり。

土地の使用。大府市内の官有濱地には俗に朱線地と唱ふるものあり、是れ舊時圖に朱線を畫し將來共同物揚場等公共の使用に供せしむべき目的により指定せられたるものなれば、其の實地は直接公用に供せられざるものあれども國の公有地として取扱を爲せり。又、現に朱線地上家屋の存在を認むるものあり、此等は其のはじめ朱線地と認定せられざる以前より建設せるものに係り、之れが修葺を要する事ありとも大修繕又は改築を許さず、建物の燒失又は腐朽せしときは土地を返地せしむるの條件を附して許可し漸次之れを開擴せしむるの方針となれり。現今其の使用を許可せられたる面積は總數七百四十八坪、此の使用料年額六百四拾五圓六拾七錢九厘にして皆國庫の收入たり。又、公共道路に電信、電話(警署電話)電燈柱の建設あり、大阪市内には電話電燈柱の夥しきことは電話交

換の沿革并に下記電燈柱の建設箇所数によりて知諒するを得べし。而して政府の施設に係る電信電話柱建設の数は明治二十三年八月法律第五十八號電信電話線建設條例により、私設電燈柱敷地は明治二十四年内務省訓令第四百六十二號により、何れも道路使用料を徴收し、最初は一木の年額五十錢位に過ぎざりしが、逐年其の額を引上げ、現今大阪市内に在りては年額二圓五十錢を徴收し、堺市内に在りては一本年額十二錢を課徴し居れり。今、大阪市内の電燈柱箇所数を擧ぐれば、國縣道府の收入に屬するもの三百八十六箇所、此の使用料六百九十四圓八十錢、市道市の收入に屬するもの二千〇七十五箇所、此の使用料三千七百三十五圓にして、總計二千四百六十一箇所、此の使用料四千四百二十九圓八十錢なり。

其の他道路の使用としては、出店物置、足代、板圍等なれども、其中街路取締規則により、家屋修繕のため要する板圍使用を最多しとす。最近調査に係る此等使用地延坪數及び料金は、國縣道に屬するもの八百八十八坪二合、此の使用料三百〇八圓五十錢、三厘市道市の收入に屬するもの千八百〇四坪三合、此の使用料三千六百九十七圓三十錢六厘にして、總計二千六百九十二坪五合、使用料金四千〇五圓八十錢九厘とす。橋上使用も亦街路警察として取扱ひ、此の橋上使用は夏季融氷、飮湯の類を嚮ぐを以つて營業とし、是れ亦橋梁の管理により、使用料は府と市との收入に屬せり。然るに此の橋上營業は、職業婦の媒介となり、風紀取締并に交通上の妨害あるを以つて、明治三十五年より使用許可の取締を嚴行し、許可の數を減じ、殆禁止的に使用料を引上げたり。其の結果左の如し。

年次	府	市	區別	橋數	坪數	使用料
三十四年	府	市		四七	二二六三	三三八・六八〇
				三〇	一〇六・五	六〇三・六〇〇

三十五年

府 市

九 一七

四五〇 一四〇〇

一七二〇〇〇 八六九・四一六

官有地に關する規則は、維新以來種々の沿革ありしが、現行規定は明治二十三年制定せられたる官有財産管理規則(廿三年勅令第百七十七號)官有地取扱規則(廿三年勅令第百七十六號)官有地特別處分規則(廿三年勅令第百三十五號)にて其の大體を具備し、且、内務大臣は明治廿四年内務省訓令第十四號を以つて、其の處分權の一部を地方長官に委任したるより、當府は受任權内に於いて、諸般必要の規則を制定せり。今、一々之れを記述するは冗繁に渉るを以つて之れを贅せず。蓋、内務省以外の各省所管地殊に農商務省主管の山林原野、官林及び山林原野は、従前地方廳の管掌する所なりしが、明治十六年頃、大林區署の設置に依り、官林は同署へ移し、山林原野は三十年十二月より、大林區署の所轄となれり。に付きては、特別の法令存するを以つて、當府の管掌外なりとす。現今本府下に屬する官有地の貸下げ又は使用を許可したるものは別表の如くして、國庫の歲入に屬するものとす。

官有附洲地、物揚場、貸渡井に使用許可料別取調表 (明治三十五年九月末現在)

大 阪 市	東 成 郡	西 成 郡	泉 北 郡	泉 南 郡	濱		地		共同物揚場		附洲		荒蕪地		料 金 計
					反別又坪數	料 金	反別又坪數	料 金	反別又坪數	料 金	反別又坪數	料 金			
一一、〇七六	一、〇三四	一、〇三四	六、一三三	二六五、二〇二	八二、九六四	八、三五一	一、九二九	二、二四〇	一、三七五	七、二二八	七、七三三	二、二二七	二、二二七	八、三五一	
七〇五・二七八	二二四・一五八	二二四・一五八	一〇、三三四	七八、三九七	八、三五一	一、九二九	二、二四〇	一、三七五	七、二二八	七、七三三	二、二二七	二、二二七	八、三五一		

土地並に水面

郡	市	流		水		之		部		堤		防		之		部		
		專用目的	箇所數	反別又坪數	料部	金	專用目的	箇所數	反別又坪數	料部	金	專用目的	箇所數	反別又坪數	料部	金	料部	金
南河内郡	掛出造工作物	三三九	八二二	四九四〇五二	宅地及び建設物	四二	一、三三七	四九七・五八五	南河内郡	反別又坪數	料部	金	料部	金	料部	金	料部	金
中河内郡	友仙其の他染物	三三三	三三九	一〇五・七六三	物置、物干、通路軌條	七七	三、四九五	一、〇〇八・七三七	中河内郡	反別又坪數	料部	金	料部	金	料部	金	料部	金
三島郡	洗場及び晒場之類	一八二	一、四五二	六八三・六〇三	物置、物干、通路軌條	七	三、四九五	一、〇〇八・七三七	三島郡	反別又坪數	料部	金	料部	金	料部	金	料部	金
豐能郡	貨物積卸、其の他棧橋	五〇三	九、一二四三	四九五・六九四	物置、物干、通路軌條	二九	四、八七三	一、五〇四・三三二	豐能郡	反別又坪數	料部	金	料部	金	料部	金	料部	金
北河内郡	小廻船、料船、其の他船	八三	一、八〇三	九三七・五七〇	物置、物干、通路軌條	四一	八、九〇六	五四・六一七	北河内郡	反別又坪數	料部	金	料部	金	料部	金	料部	金
合計	計	一、一三〇	一三、五四一	七、一六六・八二二	計	一、四〇七	一八、二一六・一三三	四八・九一五	合計	反別又坪數	料部	金	料部	金	料部	金	料部	金


河川敷地及び流水占用坪數取調表 (明治三十五年一月一日調査)


郡	市	流		水		之		部		堤		防		之		部						
		專用目的	箇所數	反別又坪數	料部	金	專用目的	箇所數	反別又坪數	料部	金	專用目的	箇所數	反別又坪數	料部	金	料部	金				
水綿、其の他染物	六	二二三	一六七・五八	宅地及び建設物	九三七	二、〇〇九・二〇一	四、二二三・八一六	水綿、其の他染物	六	二二三	一六七・五八	宅地及び建設物	九三七	二、〇〇九・二〇一	四、二二三・八一六	水綿、其の他染物	六	二二三	一六七・五八			
洗場及び晒場	三六	二二一	二〇七・四	雜木及び鐵地	一六一	二、二〇二・二〇	三、〇一・二八五	洗場及び晒場	三六	二二一	二〇七・四	雜木及び鐵地	一六一	二、二〇二・二〇	三、〇一・二八五	洗場及び晒場	三六	二二一	二〇七・四			
貨物積卸、其の他棧橋	四七一	四、一一九	三三八・七九三	物置、物干、通路軌條	八七	二、三・九二八	一八七・七一六	貨物積卸、其の他棧橋	四七一	四、一一九	三三八・七九三	物置、物干、通路軌條	八七	二、三・九二八	一八七・七一六	貨物積卸、其の他棧橋	四七一	四、一一九	三三八・七九三			
小廻船、其の他船	二二	九七一	九四・六五〇	物置、物干、通路軌條	五六	五・六・一〇	五四・六一七	小廻船、其の他船	二二	九七一	九四・六五〇	物置、物干、通路軌條	五六	五・六・一〇	五四・六一七	小廻船、其の他船	二二	九七一	九四・六五〇			
竹木浮場	二六	五〇八	一五二・四〇	宅地及び建設物	四一	八・九・〇六	八・三〇〇	竹木浮場	二六	五〇八	一五二・四〇	宅地及び建設物	四一	八・九・〇六	八・三〇〇	竹木浮場	二六	五〇八	一五二・四〇			
用準小廻船其の他船	四	一八〇	八四・〇〇	雜木及び鐵地	四一	八・九・〇六	八・三〇〇	用準小廻船其の他船	四	一八〇	八四・〇〇	雜木及び鐵地	四一	八・九・〇六	八・三〇〇	用準小廻船其の他船	四	一八〇	八四・〇〇			
川木綿其の他洗晒場	計	一、一三〇	一三、五四一	七、一六六・八二二	計	一、四〇七	一八、二一六・一三三	四八・九一五	川木綿其の他洗晒場	計	一、一三〇	一三、五四一	七、一六六・八二二	計	一、四〇七	一八、二一六・一三三	四八・九一五	川木綿其の他洗晒場	計	一、一三〇	一三、五四一	七、一六六・八二二

部	計	部	計
物置、物干、其の他	六	物置、物干、其の他	六
計	一、二八八	計	一、二八八
累計	一、六九四	累計	一、六九四

土地並に水面

1878





39
87

025239-004-2

39-87

大阪府誌

大阪府／編

第4編

M36

ADC-2647



